自己資本の充実の状況(単体・自己資本の構成に関する開示事項)

山口銀行 (単体)

(単位:百万円、%)

	様式の 当番号	項目	平成30年 3月期	平成29年 3月期	経過措置による不算入額
普通	通株式等	Fier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2	2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	360,110	340,830	
1a		うち、資本金及び資本剰余金の額	10,385	10,385	
2		うち、利益剰余金の額	354,470	330,445	
1c		うち、自己株式の額(△)	_	_	
26		うち、社外流出予定額(△)	4,746	_	
		うち、上記以外に該当するものの額		_	
1b		普通株式に係る新株予約権の額	_	_	
3		評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	57,798	48,669	12,167
		経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	_	_	
6		普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	417,908	389,500	
普遍	通株式等	Tier1 資本に係る調整項目 (2)		•	
8+9		無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,713	1,291	322
8		うち、のれんに係るものの額	_	_	_
9			2,713	1,291	322
10		繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		_	_
11		繰延ヘッジ損益の額	△154	△126	△31
12		適格引当金不足額	3,093	1,138	284
13		証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	3,033	1,130	204
14		負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	
15		東東の時間計画により主した時間計画左破でありて自己資本に昇入される破 前払年金費用の額	11.429	9,705	2,426
		用が中立复用の領 自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	11,429	9,705	2,420
16				_	
17		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	4.010	2.427	
18	00.01	少数出資金融機関等の普通株式の額	4,918	3,437	859
	20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	_
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		_	_
20		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	_
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	_	_	_
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_
27		その他Tier1 資本不足額	8,771	142	
28		普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	30,772	15,588	
普通	通株式等	Tier1 資本			
29		普通株式等Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	387,136	373,912	
その	の他Tier´	1 資本に係る基礎項目 (3)			
	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_	_	
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		_	
30	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	_	_	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	_	_	
33+	35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_	
		経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	_	_	
36		その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二)	_	_	
	カ州Tiarí	1 資本に係る調整項目			
37	77 IE I IEI	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	_		
				_	
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	_	_	_
39		少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	_		
40		その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額			
		経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	_	142	
		うち、適格引当金不足額に関連するものの額	_	142	
42		Tier2 資本不足額	8,771	_	
43		その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	8,771	142	

山口銀行 (単体)

		W#207		単位:百万円、%
国際様式の 該当番号	項目	平成30年 3月期	平成29年 3月期	経過措置による 不算入額
その他Tier1			II.	
14	その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ)	_	_	
Tier1 資本	Tior1 次十小知 (/ハ) + /ヘ) /	207126	272.012	
5 次十	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	387,136	373,912	
TIEIZ 貝本I	に係る基礎項目 (4) Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		_	
-	Tier2 資本調達手段に係る株工資本の額及びその内訳 Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
-6	Tier2 資本調達手段に係る制体が制催の観 Tier2 資本調達手段に係る負債の額		_	
-	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額		_	
7+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		_	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	3	10	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	3	10	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額		_	
300	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		7,863	
	うち、評価・換算差額等に関連するものの額	_	7,863	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	3	7,874	
	こ係る調整項目		.,	
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	_	_	_
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額		_	_
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	8,775	4,776	1,194
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	_	_	_
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		157	
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額	-	142	
	うち、旧告示における控除項目に該当するものの額		14	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	8,775	4,933	
Tier2 資本				
8	Tier2 資本の額((チ) – (リ)) (ヌ)	_	2,941	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ))(ル)			
		387,136	376,853	
	セット (5)	387,136		
	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	387,136	5,916	
	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額	387,136 — —	5,916 2,426	
	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	387,136 — — —	5,916	
	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	387,136	5,916 2,426 3,167	
リスク・ア	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの) に関連するものの額	——————————————————————————————————————	5,916 2,426 3,167 — 322	
リスク・ア ⁻ 60	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの) に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	387,136 ————————————————————————————————————	5,916 2,426 3,167	
リスク・ア ⁻ 60 自己資本比3	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ)		5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610	
リスク・ア ⁻ 60 自己資本比3	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 警 普通株式等Tier1 比率((/ハ) / (ヲ))	2,369,035	5,916 2,426 3,167 	
リスク・ア ⁻ 50 自己資本比 ³ 51 52	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ))		5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610	
リスク・ア ⁻ 50 自己資本比 ³ 51 52 53	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 著画株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ))	2,369,035	5,916 2,426 3,167 	
リスク・ア ⁻ 60 自己資本比 ³ 51 52 53 調整項目に	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,369,035 16.34 16.34 16.34	5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61	
リスク・アー 60 自己資本比 51 52 53 調整項目に 72	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、悪形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 警	2,369,035 16.34 16.34 16.34 40,081	5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61	
リスク・アー 60 自己資本比 51 52 53 調整項目に 72	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 系る参考事項 (6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,369,035 16.34 16.34 16.34	5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61	
リスク・アー 60 自己資本比 61 62 63 調整項目に行 72 73	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 著 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 参考事項(6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	2,369,035 16.34 16.34 16.34 40,081	5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61	
リスク・アー 60 自己資本比 61 62 33 調整項目に 72 73	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無の他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 警 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本性率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本性率((ロ) / (ヲ)) ※ 自己資本性率((ロ) / (ヲ))	2,369,035 16.34 16.34 16.34 40,081	5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61	
リスク・アー 60 自己資本比 61 62 53 調整項目に 72 73 74 75 Tier2 資本	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれんびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 華 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本比率((ル) / (ヲ))	2,369,035 16.34 16.34 16.34 40,081	5,916 2,426 3,167 	
リスク・アー 60 自己資本比 51 62 53 調整項目にイ 72 73 74 75 Tier2 資本	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれんびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) 系る参考事項(6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る制を項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る調整項目不算入額 無形固定資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 —	5,916 2,426 3,167 — 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61	
リスク・アー 60 自己資本比 61 62 63 33 調整項目に 72 73 74 75 Tier2 資本1 76	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 —	5,916 2,426 3,167 ————————————————————————————————————	
リスク・アー 自己資本比 51 52 53 33 38 74 75 Tier2 資本 76 77	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 著 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※る参考事項(6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 悪形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・オービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(で、日の額に算入される引当金に関する事項(ア) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金の額	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 3 43	5,916 2,426 3,167 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61 38,664 1,927 ————————————————————————————————————	
リスク・アー 自己資本比 51 52 53 調整項目に行 72 73 74 75 Tier2 資本 76 77	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 著 普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 系る参考事項 (6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(ア) 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 —	5,916 2,426 3,167 ————————————————————————————————————	
リスク・アー 60 自己資本比 61 62 53 調整項目に 72 73 74 75 Tier2 資本 76 77 78	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額(ヲ) 著 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※る参考事項(6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 悪形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・オービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(で、日の額に算入される引当金に関する事項(ア) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金の額	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 3 43	5,916 2,426 3,167 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61 38,664 1,927 ————————————————————————————————————	
リスク・アー 自己資本比 61 62 63 調整項目に行 72 73 74 75 Tier2 資本 76 77 78 78	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの) に関連するものの額 リスク・アセットの額の合計額 (ヲ) 警 普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本とに係る(ル) / (ヲ)) 総自己資本に係る対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額 繰延税金資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額 に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (ア) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 改に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段に係る	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 3 43	5,916 2,426 3,167 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61 38,664 1,927 ————————————————————————————————————	
リスク・アー 自己資本比 61 62 63 調整項目に行 72 73 74 75 Tier2 資本 76 77	セット (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、前払年金費用に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額 うち、無限定資産(のれんびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額 りスク・アセットの額の合計額(ヲ) 警 普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ)) Tier1 比率((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) 総自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本比率((ル) / (ヲ)) ※ 自己資本財産の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(ア) 一般資倒引当金の額 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 投に係る経過措置に関する事項(8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	2,369,035 16.34 16.34 16.34 16.34 2,293 3 43	5,916 2,426 3,167 322 2,139,610 17.47 17.47 17.61 38,664 1,927 ————————————————————————————————————	

⁽注1) 平成29年3月期については経過措置による附則別紙様式、平成30年3月期については別紙様式により記載しております。 (注2) 自己資本調達手段に関する契約内容の概要及び詳細については、山口フィナンシャルグループのホームページに掲載しております。

自己資本の充実の状況(単体・定性的情報)

1. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 (第2条第3項第1号)

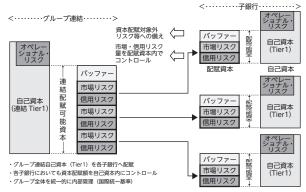
日二資本の
が
表度に関する
計画力法の
破安(
第2条第3項第1号)

持行では、十分な自己資本を維持しつつ収益性の改善と向上へ向けた取組を実施
することを方針とし、経営体力に見合ったリスク・コントロールによる健全性の確
保を行うこととしております。自己資本の充実度に関しては、自己資本比率、及び
リスク量と自己資本の対比による評価を行っております。

具体的には、持株会社である山口フィナンシャルグループから当行の自己資本 (Tier1) の範囲内で、業務計画に沿って資本が配賦され、各種リスク量(信用リスク、市場リスク)が配賦資本を超えないようコントロールしております。オペレ -ショナル・リスクについては、推定リスク量をあらかじめ自己資本から控除する こととしております。

さらに、災害や急激な市場環境の変化に対する影響を把握し、自己資本の充実度 を検証するためにストレス・テストを実施しております。一定のストレス・シナリオをもとに影響額を算出し、リスクが過大であると判断される場合はリスク削減な どの対応を図ることとしております。

【資本配賦制度の概要】



2. 銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(第2条第

当行では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレー -ショナル・リスク 等のリスクに対して、各々のリスクの主管部署を定め、リスクの種類ごとに当社グループ全体のリスク状況を把握・分析ならびに評価し、管理するとともに、グループALM委員会等各種委員会ならびにリスク管理の統括部署を設置し、各種リスク を統合的に管理する態勢としています。

また、リスク管理態勢の確立と運用にかかわる基本事項を「リスク管理規程」に定め、取締役会において制定しています。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(第2条第3項第3 号イ)

信用リスク管理態勢においては、当行が保有する全ての資産等(エクスポ-ジャー)について、信用リスクの有無を特定したうえで、信用リスク管理の対象を定め、信用格付と自己査定の実施により、信用リスクを適切に評価し、当 該評価に基づく信用リスクの程度に応じた適切な償却・引当を実施すること

勢に対するモニタリングを通じて、リスクに対する適切な対応を図っておりま

(2) 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要 (第2条第3項第3号ロ)

①引当て・償却の方針及び方法

慣却・引当の実施においては、可能な限り恣意性を排除した合理的かつ客 観的な基準を定め、個別貸倒引当金には個別に見積もった予想損失額を、一 般貸倒引当金には信用格付により設定した区分に対して貸倒実績に基づく予 想損失率を適用し、正常先は今後1年間、要注意先は今後3年間の予想損失額を計上しております。

償却・引当の実施にあたっては、保有する資産等に対する「回収の危険

段階に分類しております。 自己査定において、正常先または要注意先(非分類またはⅡ分類)と判定 した資産等(オフバランス取引を含む)に対する引当金は、原則として、

般貸倒引当金に計上しております。 自己査定において、Ⅲ分類またはⅣ分類と判定した資産等(オフバランス 取引を含む)に対する引当金は、原則として、個別貸倒引当金に計上してお

ります。
②三ヶ月以上延滞債権について
元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三ヶ月以上延
元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三ヶ月以上延 滞している債務者については、危険債権(破綻懸念先)以下と判定していま d.

。 ただし、相続手続または事務手続等の事情から発生した延滞、ならびに短 時日に延滞解消が確実視される延滞の場合には適用していません。 自己査定における債務者区分が要注意先に該当する債務者に対する貸出金

のうち、元本または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以 上延滞している貸出金を「3ヵ月以上延滞債権」と判定しております。

③貸出条件緩和債権について 経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促 経済的的難に陥った頂務省の内建まだは又抜を図り、ヨស頂框の凹収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った債権を「貸出条件緩和債権」と判定しております。 要注意先に対する債権のうち、「三ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権を「要管理債権」し、「要管理債権」がある債務

者を「要管理先」として、引当てを行っております。

- ④引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメータ の主要な差異
- 引当金及び自己資本比率算定に使用するパラメータについては、デフォル
- ト定義や算定期間、観測期間等に差異があります。 (3) 内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあって は、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合(第2条第3項第3号

ーー 信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別の

EADがEADの総額に占める割合は下表のとおりです。

	資産区分	割合
	事業法人等向けエクスポージャー	80.85%
	リテール向けエクスポージャー	11.38%
	購入債権	0.52%
	株式等エクスポージャー	1.89%
	ファンド等	3.17%
	証券化エクスポージャー	0.05%
	標準的手法が適用されるポートフォリオ	0.10%
`	中部投口ではの第四条四条のようにある奴婢(第0名等	21年20日 - (2) (4))

(4) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯(第2条第3項第3号二(2)、(4)) ①使用する内部格付手法の種類

平成24年度中間期より「基礎的内部格付手法」を使用しております。ただし、本体発行クレジットカード債権については、平成26年度中間期より「基礎的内部格付手法」を使用しております。

②内部格付手法を適用除外又は段階的に適用するエクスポージャーの性質及び 移行計画

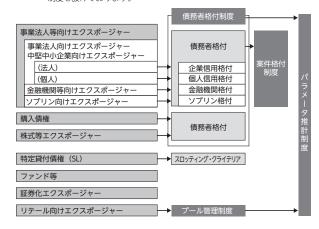
当行では、エクスポージャーの額が僅少な資産やリスク管理の観点から重 当りため、エンスが、ファッツののできる実体でフィッピーンがあったが、 要性が乏しいと判断される資産については、内部格付手法の適用を除外して、標準的手法にて信用リスク・アセットの額を算出しております。 なお、段階的に適用するエクスポージャーについては、該当がありませ

事 業 体	使用する手法
株式会社山□銀行	内部格付手法

(5) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要(第2条第3 項第3号二 (3)) ①資産区分ごとの格付付与手続

①内部格付制度の体系

内部格付制度は、適正な信用リスク評価のために、個別の債務者(案 件) について、取引の信用リスク構成要素を勘案し、それぞれの観点から 債務者 (案件) の信用度を表す各種指標を算定することを目的とし、債務 者格付制度、案件格付制度、プール管理制度及びパラメータ推計制度の4 制度を設けております。



②債務者格付の定義及び債務者区分・デフォルト区分、貸倒引当金との関係 債務者格付は、下表のとおり、非デフォルト先9ランク、デフォルト先 4ランクの13階層に区分しております。この格付ランクは、信用リスク管 理の基礎となるほか、償却・引当の基準となる「債務者区分」と整合性を もった制度となっております。

信用 リスク	格付 ランク	定義	債務者 区分	デフォルト 区分※	貸倒 引当金
低い	11	財務内容が優れており、債務履行の可能性が最 も高い。			
	12	財務内容が良好で、債務履行の確実性は高いが、事業環境等が大きく変化した場合は、その確実性が低下する可能性がある。			
	13	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性は十分であるが、事業環境等が変化した場合は、その確実性が低下する可能性がある。	正		
	14	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性に問題はないが、事業環境等が変化した場合には、 その確実性が低下する懸念がやや大きい。	正常先		
	15	債務履行の確実性は特に問題ないが、事業環境 等が変化した場合には、履行能力が損なわれる 要素が見受けられる。		非デフォル	_
	16	債務履行の確実性に当面問題はないが、事業環 境等が変化した場合には、履行能力が損なわれ る可能性がある。		ルト	般貸倒引当金
	21	問題が軽微である、または改善傾向が顕著であるものの、債務者の経営上懸念要因が潜在的に認められ、今後の管理に注意を要する。			当金
	22	問題が重大である、または解決が長期化しており、債務者の経営上重大な懸念要因が顕在化する可能性が高く、今後の債務履行に注意を要する。	要注意先		
	23	問題が深刻である、または解決に長期を要し、 債務者の経営上重大な懸念要因が顕在化してお り、今後の債務履行に警戒を要する。			
	24	21〜23 ランクに該当する債務者のうち、貸出 条件の大幅な緩和を実施している、または3ヶ 月以上延滞が発生しており、資金繰りに支障を きたす懸念があるなど、今後の債務履行に特に 警戒を要する。	要管理先		
	31	現状、経営破綻の状況にはないものの、経営難 の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳 しくないなど、今後、経営破綻に陥る可能性が 大きいと認められる。	破綻懸念先	デフォルト	個
	41	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の 見通しがない状況にあると認められるなど、実 質的な経営破綻に陥っている。	実質破 綻先	ルト	個別貸倒引当金
→高い	51	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している 債務者で、例えば、破産、清算、会社整理、会 社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分 等の事由により経営破綻に陥っている。	破綻先		金

※デフォルト区分は、自己資本比率算出における区分を記載しております。

③案件格付の定義

案件格付は、事業法人等向けエクスポージャー(事業法人向けエクスポ 条件合いは、事業法人寺向けエクスポージャー(事業法人向けエクスポージャー、中堅中小企業向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー及びソプリン向けエクスポージャー)に該当する債務者について、個別の与信案件ごとに、担保・保証等の保全状況を勘案したデフォルト時の回収可能性を評価し、5階層に区分しております。

④内部格付制度の管理と検証手続

当行においては、内部格付制度の適切な運営と内部牽制機能の確保のた 当行においては、内部格付制度の適切な連宮と内的率制機能の唯味のにめ、営業推進部署や審査部署などの与信業務を行う部署と機能的に分離・ 地立した部署である経営管理部リスク統括グループを設置しております。 経営管理部リスク統括グループは、独立した立場で内部格付制度の企画・ 設計、検証及び運用状況の監視、格付付与手続の管理を行い、さらに、経 営管理部リスク統括グループに対する内部牽制部署として監査部が監査す ることで、内部格付制度の客観性と正確性を確保しております。

内部格付制度の適切性を維持するための取組として、主に統計的手法を 用い、その有意性、各観性、安定性、集中度、正確性等を検証しておりま す。検証の結果、問題点が確認された場合には、要因分析のうえ信用格付 制度の改善につなげる体制を構築しております

| ⑤自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況 自己資本比率算出に使用する各種推計値は、リスク資本運営に使用する リスク量の計測や、貸出金利設定の際の標準的な金利水準、ポートフォリ オ分析といった内部管理において、可能な範囲で使用し、業務運営面での 活用を図っております。

⑥内部格付と外部格付の関係

評価の適切性を高めるため、適格格付機関が付与する外部格付と内部格付をデフォルト率の水準でマッピングしたうえで、格付ランクの調整等に

②パラメータ推計 (PD、LGD及びEADの推計をいう。) 及びその検証体制

・推計と検証のための定義、方法、データに関する説明(PD)

指指こく検証のための定義、方法、ケータに関する記号(PD) 持株自己資本比率告示に基づき、PD推計で用いるデフォルト定義は要 管理先以下としております。データについては、内部のデフォルト実績観 測データを基礎としており、観測期間内の全てのデフォルト実績観測デー タから期間1年の実績PDを算出し、その平均値(長期平均PD)に対して 保守的補正を反映してPDの推計値を算出しております。この推計値は、 山口フィナンシャルグループペースで算出しており、傘下銀行である山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行に共通適用しております。また、PD推計値の検証については、原則として年1回以上実施しており、適切性を確認

自己資本比率算出に使用するPDと、内部管理に使用するPDは、デフォ ルトの定義が異なるものがあります。これは、前者におけるデフォルトの 定義は持株自己資本比率告示により要管理先以下としているのに対して、 後者は貸倒引当金の計上基準を重視して破綻懸念先以下としているためで デフォルトの可能性が低いポートフォリオ(LDP:Low-Default Portfolios)については、当社データの格付遷移行列や外部情報データを 使用してPDの推計値を算出しております。現在は11ランク、12ランク および13ランクが該当しております。なお、11ランクについては、規制 上のフロアである0.03%を適用しております。

PD推計値と実績デフォルト率の状況については、実績デフォルト率の 低下が続いており、実績デフォルト率がPD推計値を下回る状況が継続し ております。

景気後退期LGDの推計方法、LDPのLGDの推計方法、デフォルト時から エクスポージャーの清算(終結)までに要する期間に係る説明等 景気後退期LGDの推計は、内部のデフォルト実績観測データを基礎と

ススは返送所に見かれています。 して、エフスポージャーの清算が完了するまでの間の実績に日を貸出し、 その平均値(長期平均LGD)に対して景気後退期の影響および保守的補 正を反映して算出しております。景気後退期の影響としては、観測期間内 の3年移動平均LGDの最大値と長期平均LGDとの差分を、補正値として反 映しております。この推計値は、山口フィナンシャルグループベースで算出しており、傘下銀行である山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行に共通適 用しております。また、景気後退期LGD推計値の検証については、原則 として年1回以上実施しており、適切性を確認しております。なお、デフォルトした債権のエクスポージャーの清算までには相応の時間を要するこ るがいった。 とから、実績にGDの算出においては、エクスポージャーの清算が完了していないデータのうち、エクスポージャーの清算に要する平均的な期間を経過したデータ等については、清算が完了したものとみなして、実績

にGD算出の対象としております。
・EAD推計に当たって用いられた前提や仮定等
EADの推計は、推計基準日時点の実行済信用供与額に対して、未引出 信用供与額に推計CCFを乗じた額を加算して算出しております。CCF (Credit Conversion Factor) とは、未引出信用供与額に対する、基準日からデフォルト時点までに実行した信用供与額の割合をいいます。 CCFの推計は、内部のデフォルト実績観測データを基礎として実績CCF を算出し、その平均値に対して保守的補正を反映して推計値を算出しております。この推計値は、山口フィナンシャルグループペースで算出しており、傘下銀行である山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行に共通適用してお ります。また、CCF推計値の検証については、原則として年1回以上実施

しており、適切性を確認しております。 ③内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

恒州伯ツヘコアソンノタモフルの辺崎別はで飛行するだめながある。 則として年1回以上検証実施し、適切性を確認しております。検証の結 果、問題点が確認された場合には、その要因を分析し、モデル変更等とい った対応方針を営業推進部署や審査部署なども出席するグループALM委員会で審議しております。

リスク管理部門と内部監査部門との関係、モデルの検証機能がモデル開発 から独立していることを確保する手続

内部格付制度の適切な運営と内部牽制機能の確保のため、営業推進部署 内部伯刊制度の週切な連当と内部牟利城館の唯株のため、呂来推進部者 や審査部署などの与信業務を行う部署と機能的に分離・独立した部署であるリスク統括部を設置しております。リスク統括部は、独立した立場で内部格付制度の企画・設計、検証及び運用状況の監視、格付付与手続の管理を行い、さらに、リスク統括部に対する内部牽制部署として監査部が監査

することで、内部格付制度の客観性と正確性を確保しております。 モデルの検証はリスク統括部が行っておりますが、モデル開発について は、業推進部署や審査部署といったフロント部署と連携しております。

・モデルに係る報告の範囲と主な内容

信用格付スコアリングモデルの検証は、主に統計的手法を用い、その有 意性、客観性、安定性、集中度、ベンチマーキングといった区分の検証を しております。検証の結果、問題点が確認された場合には、その要因を分析し、モデル変更等といった対応方針をグループALM委員会で審議し、 取締役会に報告しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体 制の概要(第2条第3項第4号)

(1) 貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれ

を用いている取引の種類、範囲等 お取引先との約定書締結等により貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを確認できる取引のうち、事業法人等向けエクスポージャーに該当する ものについては、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用いて おり、これを可能とするための適切な管理を実施しております。対象となる預 金は、期限のある定期性預金でマチュリティ・ミスマッチを勘案のうえ適用するものとしております。期限のない流動性預金は対象としておりません。

(2) 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約

を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種

一部金融機関との派生商品取引は、ISDA MASTER AGREEMENT及び CREDIT SUPPORT ANNEXを締結しており、これらの契約が法的に有効で あることを確認のうえ、自己資本比率算出におけるネッティング効果を勘案し ております。

(3) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いている担保は、お取引先との約定書締結等により法的な有効性が確認され、担保権の実行を可能 取引ルこのが反音論を行っていたのでは、対した権の大力を引起となる事的が発生した場合に適時に処分又は取得する権利を有しているものに限定しております。取得した担保については、定められた時期・方法により評価の見直しを実施する等、適切に管理しております。

(4) 主要な担保の種類

当行の内部のリスク管理に使用している担保は、法的有効性が確保されていることを確認しているもので、優良担保及び一般担保に区分して管理してお り、それぞれ次のとおりです。

優良担保とは、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性と換金性の要件を充たした担保等であり、預金等、国債等の信用度の高い有価証券、及び決済確実な担保手形等を優良担保として取り扱っております。

・一般担保とは、優良担保以外の担保で、客観的な処分可能性が認められる担保であり、不動産担保等を一般担保として取り扱っております。

以上の担保のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用 いるものは、以下の通りです。

内部格付手法で用いる担保の種類	標準的手法で用いる担保の種類
現金及び自行預金	現金及び自行預金
上場株式	上場株式
日本国政府若しくは地方公共団体等 が発行する円建て債券	日本国政府若しくは地方公共団体等 が発行する円建て債券
不動産担保・船舶担保等	

(5) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度

担保と同様に保証についても、優良保証及び一般保証に区分して管理してお ります。保証履行の確実性が極めて高いと認められる保証を優良保証とし、 良保証以外の保証で、主債務者に代わる保証人からの回収について、客観的に 実現可能性が高いと認められるものを一般保証として取り扱っております。以 上の保証のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いる ものは以下の通りです。

内部格付手法で用いる 保証の取引相手の種類		標準的手法で用いる 保証の取引相手の種類
中央政府、地方公共団体、政 機関、金融機関、法人等	牧府関係	中央政府、地方公共団体、政府関係 機関、金融機関、外部格付が付与さ れた法人等

クレジット・デリバティブについては、自己資本比率算出における信 用リスク削減手法として用いておりません

(6) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に 関する情報

信用リスク削減手法として用いた保証については、いずれも、信用リスクが 極めて低い日本国政府、地方公共団体、信用保証協会に係るものが大半を占め ております。

また、信用リスク削減手法として用いた担保については、不動産によるもの が過半を占めております。

- 5. 派生商品取引及びレポ形式の取引等における取引の相手方に対する信用リスク (以下「カウンターパーティ信用リスク」という。) に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減 手法に関するものを含む。) (第2条第3項第5号)
 - (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 - ①対顧客取引

派生商品取引は、デリバティブ取引の仕組を理解している法人を対象(通 賞オプション取引、クーポンスワップ取引については、原則として外国為替 実需のある取引先に限定)としております。信用リスクを認識すべき派生商 美帯のめる取り元に限足)としてのります。 16月リスノを設識すべるが生間 品取引の取組時には、対象先の信用格付を実施し、取組ごとに取引内容を確認のうえ与信相当額を算定し個別に取組の可否を判定しております。

また、派生商品取引取組後も定期的に取引相手の信用格付を見直したうえ で、自己査定により信用リスクの状況をモニタリングしていく態勢としてお

②対市場取引

対市場における派生商品取引に関しては、資産規模、外部格付等の指標に 基づき個々の取引先に対しクレジット限度額を設定し、取り組む方針として

おります。 また、取組後は、時価や格付の状況を自己査定結果に反映する態勢として

- (2) リスク資本及び与信限度額の割当に関する方針
 - リスク資本及び与信限度枠の割当に関する方針は別段定めておりません。
- (3) 担保による保全及び引当の算定に関する方針

対顧客取引における派生商品取引においては、相手先の信用状態や取引状況 に応じて担保の取得等により保全の強化を図るとともに、信用状態が悪化した 場合には、与信相当額について適切に個別貸倒引当金を計上する等の対応を実 施しております。

- (4) 信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度 派生商品取引の取引相手との契約により、当行の信用力の悪化等で担保を追加的に提供することが必要となる場合がありますが、国債などの担保提供可能な資産を十分保有していることから、影響は極めて限定的なものであります。
- 6. 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項
 - (1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(第2条第3項第6 号イ)
 - ①当行がオリジネーター及びサービサーである場合

当行がオリジネーター及びサービサーである証券化取引については、該当 がありません。

②当行が投資家である場合

2-11/7投資水でのの場合 当行では、貸出取引又は市場取引として証券化取引を取り組むことがありますが、投融資対象については、リスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況が把握可能な証券化取引のうち、適格格付機関から投資適格の外部格付を取得している証券化取引について、最優先部分での取り組みを基本としておいます。 ります。

なお、再証券化取引については、再証券化を行うことにより、一次証券化

なお、特証券で取与については、特証券でを行うことにより、一次証券で取引と比較してリスク特性等に大きな変化がないもの、若しくは改善が図られているものに限り取り組む方針としております。 貸出取引として取り組む証券化取引については、主に仕組みに関連するリスクや裏付資産に関連するリスクを有しておりますが、これらのリスクを確実に認識するために、与信審査を審査部署において集中して行い、取組後においても継続的にリスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニスは、近年はよるに大き、 タリングするとともに、変化の度合いによっては、信用リスク評価に適切に 反映させる体制としております。

市場取引として取り組む証券化取引については、仕組みに関連するリスク や裏付資産に関連するリスクに加え、市場状況に由来する流動性リスクを内包しておりますが、これらのリスクを確実に認識するために、取組後も継続的に時価や格付遷移、リスク特性及び裏付資産のパフォーマンス状況の変化 をモニタリングするとともに、リスク管理部署へ報告する体制としておりま

(2) 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率 告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を 含む。) に規定する体制の整備及びその運用状況の概要(第2条第3項第6号口)

証券化取引の取組にあたっては、営業部署や審査部署において、案件に係る 契約書等で仕組みに関するリスクを確認するとともに、裏付資産に係る資料及 - 夕を用いて、キャッシュフローの予測や信用リスク分析を行っておりま

また、取組後においても継続的にリスク特性や、裏付資産のパフォーマンス

状況の変化をモニタリングする体制としております。 なお、証券化取引の外部格付の使用については、「外部格付使用基準」に取り扱いを定めており、リスク特性や裏付資産のパフォーマンスに係る情報が適 切に把握できない証券化取引については、無格付として取り扱うこととしてお ります.

(3) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、 当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャ ーを保有しているかどうかの別(第2条第3項第6号ハ)

証券化目的導管体を用いた第三者の資産に係る証券化取引については、該当

(4) 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目 的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響(第2条第3

契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体は該当がありません。 (5) 証券化取引に関する会計方針(第2条第3項第6号本)

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価 及び会計処理につきましては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計 基準」(平成11年1月22日企業会計審議会)等に準拠しております。

なお、当行における証券化取引は、当行が投資家である証券化エクスポー ャーのみとなっております。 (6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格

格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由 を含む。(第2条第3項第6号へ) リスク・ウェイトの判定にあたっては、全ての種類の証券化エクスポージャ

-について、次の適格格付機関を使用しております。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(7) 内部評価方式を使用している場合には、その概要 (第2条第3項第6号ト) 内部評価方式を用いている証券化エクスポージャーについては、該当があり ません。

- 7. オペレーショナル・リスクに関する事項
 - (1) リスク管理の方針及び手続の概要 (第2条第3項第8号イ)

(オペレーショナル・リスク管理体制) オペレーショナル・リスクとは、内部の不正、外部からの不正、労働環境 における不適切な対応(法令に抵触する行為等)、顧客との取引における不適 正な対応(義務違反、商品設計における問題等)、自然災害、事故、システム 障害、取引先との関係、不適切な取引処理、並びにプロセス管理の不備等、 業務運営において問題となる事象が発生することにより、損失を被るリスク をいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリス フ、③情報リスク、④法務リスク、⑤有形資産リスク、⑥人的リスクの6つに分けて管理しております。 オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、リスク管理全般に係る基

本方針を定めた「リスク管理規程」の下に、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理基準」を制定のうえ、「オペレーショナル・リスク管理統括部署」がオペレーショナル・リスク全体

「オペレーショナル・リスク管理統括部署」がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに、各「リスク主管部署」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。
(オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)
オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めております。
具体的には、自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築すべく
CSA(リスク・コントロールの自己評価)を実施し、リスクの評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策を講じる手段としてオペレーショナルリスク情報の収集・分析を実施し、再発防止等の策定等によりリスクの制御、移 ク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理の高度化に取り組んでおります。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイ クルの確立に努めております。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上述のCSAに係る「リスク管理自己評価基準」、オペレーショナル・リスク情報の収集、分析に係る「リスク情 報報告基準」のほか、各種規程類を定め適切に管理しております。

※CSA(リスク・コントロールの自己評価) Risk Control Self-Assessment の略。あらゆる業務プロセス、 テム及び有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもなお残存 するリスクを評価・把握したうえで、必要な削減策を策定し実行していく 自立的な管理の手法。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進 的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。)(第2条第 3項第8号口)

当行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「粗利益配 分手法」を採用しております。

8. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令(昭和五十七年 政令第四十号)第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー(以下「出資等又は株式等エクスポージャー」 という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 (第2条第3項第9号)

(1) リスク管理の方針

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において 制定し、株式等の価格変動リスクを市場リスクの一区分として明確に定めてお

「リスク管理規程」において、市場リスクは、収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリ オにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクを コントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理 の基本方針としております。

(2) リスク管理の手続の概要

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「市場リスク管 理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理の適正な手続を定

株式等の価格変動リスク管理の相互牽制態勢の有効性を確保するため、フロントオフィス(営業部門、ALM部門、トレーディング部門等)及びバックオフィス(事務管理部門)から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス

7イス(事務管理部門)が5万離したリスク管理部門であるミドルオプイス (市場リスク管理部門)を設置しております。 株式等の価格変動リスクの取得・コントロール・評価に際しては、山口フィ ナンシャルグループに「グループALM委員会」の審議機関を設け、年度毎の 運用方針の作成や見直しについて十分な審議を行い、審議結果を業務運営に反 映する態勢としております。

株式等の価格変動リスク管理は、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・ コントロール・モニタリング・改善措置とする市場リスク管理プロセスに沿っ て行っております。

株式等の価格変動リスクは、VaR (バリュー・アット・リスク) により定量 的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け管理を行うとともに、必要に応じ損失限度額等を設けることにより適切に管理しておりま モニタリング結果は、当行及び山口フィナンシャルグループの取締

「役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。 株式等のうち、保有目的区分が「その他有価証券」の株式等については、お客さまとの取引関係に基づき株式等を取得する「政策投資」と株式等の価格変

保有目的区分が「子会社及び関連会社」の株式については、厳格な自己査定

を実施し管理しております。 会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の 理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

9. 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。 別紙様式第二号第二十六面を除き、以下同じ。)に関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要 (第2条第3項第10号イ)

7) フトロー (ロース) 日本の (第2末年) 現象 (10年) (ロース) では、 1人の では、 1人の では、 1人の では、 1人の では、 1人の では、 1人の では、 2人の では、 2人の では、 2人の では、 2人の では、 2人の では、 2人の では、 3人の では、

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの範囲は、経済価値に金利感 応性がある、銀行勘定の資産・負債・オフバランス取引の全て(自己資本比率規制の対象外となるトレーディング勘定の資産・負債・オフバランス取引

を含む)です。
ただし、株式等、金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているものについては、金利リスク計測の対象外としております。
②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、金利リスクを市場リスクの一区分として明確に定めております。
「リスク管理規程」において、市場リスクは、収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。 ク管理の基本方針としております。

③リスク管理の手続きの概要

□□フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「リスク管理 規程」に基づき、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を 定め、リスク管理方法の適正な手続きを定めております。

金利リスク管理の相互牽制体制の有効性を確保するため、 ス(営業部門、ALM部門、トレーディング部門等)およびバックオフィス (事務管理部門) から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス(市場

(学が) という (学が) という (学が) からが (学が) からが) からが (学が) からが) からが (学が) からが (学が) からが (学が) からが (学が) からが (学が) からが (学が) からが) からが (学が) からが) からが (学が) からが (学が) からが (学が) からが (学が) からが) からが (学が) からが (学が) からが) からが (学が) からが (学が) からが) からが (学が) からが (学が) からが) か 用方針の作成や見直しについて十分な審議を行い、審議結果を業務運営に反

映する態勢としております。 金利リスク管理は、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置という市場リスク管理プロセスに沿って行って

おります。 金利リスクのモニタリング結果については、当行及び山口フィナンシャル グループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

④金利リスクの計測の頻度

銀行助定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として、月次で⊿EVEとVaR (パリュー・アット・リスク) の計測を行っております。 有価証券の経済価値変動リスクについては前営業日を基準日として、日次で VaRの計測を行っております。

⑤ヘッジ等金利リスクの削減手法 当行では、金利リスクのヘッジ手段として、金利スワップ取引・債券先物取引・債券ペアファンドを主に活用しております。 なお、当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協会報告第24条 平成14年2月13日) に規定す る繰延ヘッジによっており、要件を満たす取引についてはヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジを行っております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要 (第2条第3項第10号ロ)

市場リスクの測定分析にあたっては、業務の規模・特性及びリスクプロファイルに応じて、期間損益若しくは経済価値の観点から、妥当性及び一般性の高 1 ルに応じて、期間損益者しくは経済価値の観点から、妥当性及び一般性の局い手法及び前提条件等を用いた方法により、測定・分析方法については、限界及び弱点等の特性を明確化し、ストレス・テストにより補完する態勢となっております。また、金利リスクの算定にあたっては、流動性預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預念者の要求によって施ら社が、また、100円では関係するでは、100円では関係するでは、100円では1

長期間銀行に滞留する預金です。)

当行が使用するコア預金モデルは、過去の流動性預金残高データから算出した残高変化率をもとに、預金流出局面においても当行に最低限滞留する流動性預金の将来残高を推計するものであり、推計にあたっては、人口動態や市場金

利に対する当行預金金利の追随率も考慮しております。 コア預金モデルの使用により、当行の流動性預金の金利改定の平均満期は 4.341年、最長の金利改定満期は10年となっております。

- ① ΔΕVΕ及び ΔΝΙΙの算定手法の概要 ΔΕVΕ及び ΔΝΙΙ算定にあたっての前提条件は以下のとおりです。 ・流動性預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。
 - ・貸出の期限前償還率、定期預金の早期解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
 - ・ △EVEの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、正の値のもののみ
 - ・ ZEVEの集計にあたっては通貨間のAE関係考慮とす、正の値のものの例を を、単純合算しております。 ANIIの集計にあたっては通貨間の相関は 考慮せず、値の正負に関係なく、単純合算しております。 ・ ZEVEの算出にあたっては、有価証券の経済価値の算出に用いる割引金 利については信用スプレッド等を含めております。 有価証券以外の経済 価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めており

⊿NIIの算出にあたっては、再投資・再調達金利について、信用スプレッ ド等を含めておりません

当行の⊿EVEはTier I 資本の15%以内であり、金利リスク管理上、問題

当行のZEVEはTIET1 資本の15%以内であり、並利リスク管理工、向超ない水準であると認識しております。
② ZEVE及び ZINII以外の金利リスクの算定手法の概要
当社グループでは、 ZEVE及び ZINIIのほかに、金利リスクをVaRにより
定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け、管 理を行っております。 VaRの算出にあたっては、金利変動幅が正規分布に従うと仮定する「分散

共分散法」を採用し、観測期間を5年、信頼区間を99.9%、保有期間を3ヵ 月としております。

10. 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかにつ いての説明(第2条第3項第11号)

【山口銀行単体】自己資本の構成に関する開示事項及び別表1、2をご参照くださ

11. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 (第2条第3項第12号) 【山□銀行単体】別表3、4をご参照ください。

137

別表1		(単位:百万円)			
科目	平成29年3月期	平成30年3月期	付表参照番号	「資本構成の開示」 国際様式番号	
., 4	金額	金額			
(資産の部)					
現金預け金	647,944	670,231			
現金	57,892	57,572			
預け金	590,052	612,658			
コールローン	259,341	86,141			
買入金銭債権	8,262	8,338			
特定取引資産	2,152	904			
商品有価証券	332	334			
特定金融派生商品	1,820	569			
金銭の信託	33,709	32,961			
有価証券	1,137,780	1,071,318	6-b		
国債	310,512	271,970			
地方債	9,621	498			
社債	528,035	428,611			
株式	105,715	107,055			
	183,895	263,183			
貸出金	3,620,283	3,833,876	6-c		
割引手形	15,287	17,555			
手形貸付	106,592	97,359			
証書貸付	3,053,102	3,264,580			
当座貸越	445,301	454,381			
外国為替	6,580	7,982			
外国他店預け	5,732	7,610			
買入外国為替	73	78			
取立外国為替	774	292			
その他資産	48,832	96,878	3		
前払費用	2	1			
未収収益	9,699	6,418			
先物取引差金勘定	208	76			
金融派生商品	13,009	14,937			
取引約定未収金	9,721	26,474			
その他の資産	16,191	48,969			
有形固定資産	44,306	45,720			
建物	9,166	9,131			
土地	32,435	32,397			
リース資産	205	153			
建設仮勘定	174	_			
その他の有形固定資産	2,325	4,038			
無形固定資産	2,321	3,902	2		
ソフトウェア	1,957	3,233			
その他の無形固定資産	364	669			
前払年金費用	17,445	16,435	3		
支払承諾見返	21,595	24,554			
貸倒引当金	△23,863	△23,375			
資産の部合計	5,826,693	5,876,871			

科目	平成29年3月期	平成30年3月期	付表参照番号	「資本構成の開示」 国際様式番号
	金額	金額		
(負債の部)				
預金	4,755,044	4,849,425		
当座預金	181,689	176,287		
普通預金	2,296,461	2,400,857		
貯蓄預金	8,351	7,942		
通知預金	18,471	15,029		
定期預金	2,128,661	2,068,213		
その他の預金	121,409	181,094		
譲渡性預金	447,870	421,062		
コールマネー	83,142	60,933		
債券貸借取引受入担保金	32,860	30,669		
特定取引負債	2,199	493		
商品有価証券派生商品	0	0		
特定金融派生商品	2,199	493		
借用金	6,747	5,081		
借入金	6,747	5,081		
外国為替	2,859	2,843		
外国他店預り	2,566	2,768		
売渡外国為替	292	55		
未払外国為替	0	19		
その他負債	50,483	37,939		
未払法人税等	1,205	1,470		
未払費用	6,116	3,575		
前受収益	1,112	716		
金融派生商品	18,582	7,440		
リース債務	217	162		
その他の負債	23,249	24,573		
賞与引当金	10	15		
退職給付引当金	107	105		
役員株式給付引当金	43	91		
睡眠預金払戻損失引当金	973	1,019		
ポイント引当金	45	43		
繰延税金負債	13,626	12,523	4-b	
再評価に係る繰延税金負債	7,413	7,413	4-c	
支払承諾	21,595	24,554		
負債の部合計	5,425,025	5,454,216		
(純資産の部)	1, 1,1	1, 1, 1		
資本金	10,005	10,005	1-a	
資本剰余金	380	380	1-b	
資本準備金	376	376		
その他資本剰余金	3	3		
利益剰余金	330,445	354,470	1-c	
利益準備金	10,005	10,005		
その他利益剰余金	320,439	344,465		
固定資産圧縮積立金	1,165	1,164		
退職給与基金	1,408	1,408		
別途積立金	179,541	179,541		
繰越利益剰余金	138,324	162,351		
株主資本合計	340,830	364,856		
その他有価証券評価差額金	44,230	41,186		
繰延ヘッジ損益	△158	△154	5	
土地再評価差額金	16,765	16,765	-	
評価・換算差額等合計	60,837	57,798		3
純資産の部合計	401,668	422,654		J.
負債及び純資産の部合計	5,826,693	5,876,871		
ストスクサリスにといいこと	3,020,033	3,070,071		

別表2 (注記事項) ※「自己資本の構成に関する開示事項の金額」については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示」に おける「経過措置による不算入類」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	参照番号
資本金	10.005	10,005	U10 3	1-a
資本剰余金	380	380		1-b
刊益剰余金	330,445	354,470		1-c
自己株式	_			
朱主資本合計	340,830	364,856		
2) 自己資本の構成			(単位:百万円)	
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式 該当番
普通株式等Tier1資本に係る額	340,830	360,110	普通株式にかかる株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	10,385	10,385		1a
うち、利益剰余金の額	330,445	354,470		2
うち、自己株式の額(△)	_	_		1c
うち、上記以外に該当するものの額	_	_		
その他Tier1資本調達手段に係る額	_	_	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式にかかる株主資本	31a
. 無形固定資産			(24.4 7.7.77)	
1) 貸借対照表 貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	(単位:百万円) 備考	参照番号
無形固定資産	2,321	3,902		2
1 = 7/- 15/- 15/- 15/-	706	1.100		
上記に係る税効果	706	1,188		
2) 自己資本の構成			(単位:百万円)	-
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式該当番
無形固定資産をの他の無形固定資産	1,614	2,713	のれん、モーゲージ・サービシング・ライツ以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	_	_		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	_	_		74
. 前払年金費用			(NV)	
1) 貸借対照表 貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	(単位:百万円) 備考	参照番
その他資産	-	-	ر باله	3
うち 前払年金費用	_	_		
貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	参照番
前払年金費用	17,445	16,435	100 0	3
上記に係る税効果	5,313	5,006		
2) 自己資本の構成	,		(単位:百万円)	
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式
前払年金費用の額	12,131	11,429		15
. 繰延税金資産 1) 貸借対照表			(単六・天下田)	
貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	(単位:百万円) 備考	参照番
繰延税金資産	_	_		
繰延税金負債	13,626	12,523		4-b

1,188

5,006

706

5,313

無形固定資産の税効果勘案分

前払年金費用の税効果勘案分

(2) 自己資本の構成			(単位:百万円)	
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	_	_	資産負債相殺処理のため、貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	_	_	資産負債相殺処理のため、貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に係る調整項目不算入額	_	_		75
5. 繰延ヘッジ損益 (1) 貸借対照表			(単位:百万円)	
貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	△158	△154	5	5
2) 自己資本の構成			(単位:百万円)	
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	△158	△154		11
5. 金融機関向け出資等の対象科目 (1) 貸借対照表			(単位:百万円)	
貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	参照番号
有価証券	1,137,780	1,071,318	nu 3	6-b
貸出金	3,620,283	3.833.876	 劣後ローン等を含む	6-c
(2) 自己資本の構成	2,222,222	2,020,01	(単位:百万円)	
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	_	_		
普通株式等Tier1相当額	_	_		16
その他Tier1相当額	_	_		37
Tier2相当額	_	_		52
意図的に保有している他の金融機関等の 資本調達手段の額	_	_		
普通株式等Tier1相当額	_	_		17
その他Tier1相当額	_	_		38
Tier2相当額	_	_		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	48,932	53,775		
普通株式等Tier1相当額	4,297	4,918		18
その他Tier1相当額	_	_		39
Tier2相当額	5,970	8,775		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に 係る調整項目不算入額	38,664	40,081		72
その他金融機関等(10%超出資)	1,927	2,293		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_		23
その他Tier1相当額	_	_		40
Tier2相当額	_	_		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,927	2,293		73
7. その他資本調達				
(1) 貸借対照表	T-100 F 2 T 11	T-400 T0 T10	(単位:百万円)	
貸借対照表科目	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	参照番号
該当なし合計	_			
(2) 自己資本の構成			(単位:百万円)	
自己資本の構成に関する開示事項	平成29年3月期	平成30年3月期	備考	国際様式の 該当番号
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	_			32

<u>別表3 LI1 (単位:百万円)</u>

<u>別表3 LII</u> LI1:会計上の連結範囲と自己資本比率	規制上の連結範囲との間の)差異及び連結貸借	対照表の区分と自己	 発本比率規制上の	リスク・カテゴリ-	- (単位:白カ円) -との対応関係
	1	/\	=	ホ	^	h
			各項	 目に対応する帳簿	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	連結貸借対照表計上額	信用リスク (二欄及びホ欄 に該当する額 を除く。)	カウンター パーティー信用 リスク	証券化エクス ポージャー (へ欄に該当する 額を除く。)	マーケット・リスク	所要自己資本算 定対象外の項目 又は規制資本か らの調整項目
資産		C13(\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
現金預け金	670,231	670,231	_	_	_	_
コールローン	86,141	86,141	_	_	_	_
買入金銭債権	8,338	8,338	_	_	_	_
特定取引資産	904	334	_	_	_	569
金銭の信託	32,961	32,961	_	_	_	_
有価証券	1,071,318	1,071,318	_	_	_	_
貸出金	3,833,876	3,830,861	_	3,015	_	_
外国為替	7,982	7,982	_	_	_	_
その他資産	96,769	96,693	_	_	_	76
有形固定資産	45,720	45,720	_	_	_	_
無形固定資産	3,902	3,902	_	_	_	_
前払年金費用	16,435	16,435	_	_	_	_
支払承諾見返	24,554	24,554	_	_	_	_
貸倒引当金	△22,375	△22,375	_	_	_	_
資産合計	5,876,762	5,873,100	_	3,015	_	646
負債						
	4,849,425	_	_	_	_	4,849,425
譲渡性預金	421,062	_	_	_	_	421,062
コールマネー	60,933	_	_	_	_	60,933
債券貸借取引受入担保金	30,669	_	_	_	_	30,669
特定取引負債	493	_	_	_	_	493
借用金	5,081	_	_	_	_	5,081
外国為替	2,843	_	_	_	_	2,843
その他負債	37,904	_	_	_	_	37,904
賞与引当金	15	_	_	_	_	15
退職給付引当金	105	_	_	_	_	105
役員株式給与引当金	91	_	_	_	_	91
睡眠預金払戻損失引当金	1,019	_	_	_	_	1,019
ポイント引当金	43	_	_	_	_	43
繰延税金負債	12,523	_	_	_	_	12,523
再評価に係る繰延税金負債	7,413	_	_	_	_	7,413
支払承諾	24,554	_	_	_	_	24,554
負債合計	5,454,182	_	_	_	_	5,454,182

<u>別表4</u> LI2 (単位:百万円)

LI2:自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因								
		1		/\	=	ホ		
				対応す	る項目			
項番		合計	信用リスク (ハ欄及び二欄に 該当する額を 除く。)	カウンター パーティー 信用リスク	証券化エクスポージャー (ホ欄に該 当する額を除く。)	マーケット・リスク		
1	自己資本比率規制上の資産の額	5,876,116	5,873,100	_	3,015	_		
2	自己資本比率規制上の負債の額	l	_	_	_	_		
3	自己資本比率規制上の資産及び負債の純額	5,876,116	5,873,100	_	3,015	_		
4	オフ・バランスシートの額	535,046	304,276	230,769	_	_		
5	保守的な公正価値調整による差異	_	_	_	_	_		
6	ネッティングルールの相違による差異(項番2に含まれる額を除く。)	_	_	_	_	_		
7	引当て・償却等を勘案することによる差異	22,375	22,375	_	_	_		
8	調整項目(プルデンシャル・フィルター)による差異		_	_	_	_		
9	その他の差異	△120,054	△120,056	_	1	_		
10	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額	6,313,483	6,079,696	230,769	3,017	_		

自己資本の充実の状況(単体・定量的情報)

1. 信用リスクに関する事項 (1) エクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳(第2条第4項第1号イ)

	平成30年3月期						
業種別	信用リスク・エクス	ポージャー					
残存期間別		貸出金等	債券	デリバティブ	その他		
山□県	2,144,953	2,139,132	929	4,891	/		
広島県	802,198	498,829	298,141	5,227			
福岡県	_	_	_	_			
その他の国内	2,074,800	1,556,080	501,329	17,391			
国内計	5,021,953	4,194,041	800,400	27,510			
国外計	29,448	29,434	_	13			
地域別計	6,028,751	4,223,475	800,400	27,524	977,350		
製造業	656,322	650,918	260	5,144			
農・林業	4,625	4,625	_	_] /		
漁業	1,260	1,260	_	_	/		
鉱業	3,455	3,455	_	_	/		
建設業	119,468	119,272	195	0	/		
電気・ガス・熱供給・水道業	232,403	230,117	_	2,286	/		
情報通信業	7,421	7,421	_	_	/		
運輸業	610,162	316,427	292,874	860	/		
卸・小売業	417,088	415,079	1,301	707	/		
金融・保険業	573,493	380,046	174,938	18,508	/		
不動産業	302,405	302,364	41	_	/		
各種サービス業	409,750	406,520	3,212	17	/		
国・地方公共団体	993,221	665,643	327,577	_	/		
個人	720,322	720,322	_	_	/		
その他	_	_	_	_	/		
業種別計	6,028,751	4,223,475	800,400	27,524	977,350		
1年以下	989,632	859,954	123,414	6,263	/		
1年超3年以下	590,256	445,157	133,253	11,844	/		
3年超5年以下	656,166	573,901	78,377	3,886			
5年超7年以下	531,606	383,812	144,744	3,049			
7年超10年以下	928,413	671,227	256,982	204			
10年超	1,112,676	1,046,772	63,627	2,275			
期間の定めのないもの	242,649	242,649	_	_			
残存期間別計	6,028,751	4,223,475	800,400	27,524	977,350		

⁽注) 1. 信用リスク・エクスポージャーには、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを含んで

しております。

(2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則 (平成十年金融再生委員会規則第二号) 第四条第二項、第三項又は第四項に規定 する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び償却額並びにこれらの次 に掲げる区分ごとの内訳 (第2条第4項第1号口)

(単位:百万円)

		平成30年3月期			
	エクスポージャーの期末残高	引当金の額	償却額		
山□県	33,450	17,867	236		
広島県	7,855	1,818	89		
福岡県	_	_	_		
その他の国内	1,517	476	546		
国内計	42,823	20,161	872		
国外計	29	28	_		
地域別計	42,853	20,190	872		
製造業	4,086	1,537	265		
農・林業	699	398	_		
漁業	18	16	_		
鉱業	6	0	_		
建設業	4,139	2,133	27		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_		
情報通信業	1,513	1,027	_		
運輸業	5,748	327	_		
卸・小売業	6,425	4,087	484		
金融・保険業	350	263	_		
不動産業	3,306	1,256	_		
各種サービス業	14,380	8,682	85		
国・地方公共団体	_	_	_		
個人	2,176	458	11		
その他	_	_	_		
業種別計	42,853	20,190	872		

(3) 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 (第2条第4項第1号ハ)

(単位:百万円)

延滞期間区分	エクスポージャーの期末残高
延滞期間1ヵ月未満	3,267
延滞期間1ヵ月以上2ヵ月未満	1,620
延滞期間2ヵ月以上3ヵ月未満	678
延滞期間3ヵ月以上	11,465
計	17,031

(4) 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条 第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に 該当するものを除く。)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージ ャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額(第2条第4項第1号二)

(単位:百万円) 平成30年3月期 引当金の額を増加させたものの額 それ以外のものの額 6,758

2. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額(第2条第4項第2号ロ)

算出方式	平成30年3月期
ルックスルー方式	136,108
	59,711
マンデート方式	_
内部モデル方式	_
簡便方式 (リスク・ウェイト400%)	2,568
簡便方式 (リスク・ウェイト1250%)	1,785
合計額	200,173

- (注) 1. ルックスルー方式とは、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足しあげる方式です。
 2. 修正単純過半数方式とは、ファンドがすべて株式等エクスポージャーで構成されているとみなし、300%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 3. マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の構成資産を保守的に仮定し、個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足しあげる方式です。
 4. 内部モデル方式とは、一定の要件を満たしたファンドの時価の変動率から内部モデルを使用して、所要自己資本を算出する方式です。
 5. 簡便方式(リスク・ウェイト400%)とは、ファンド内に低格付又は無格付の証券化エクスポージャーやデフォルト債権等の高リスク商品が含まれないことが確認できる場合に、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 6. 簡便方式(リスク・ウェイト1250%)とは、上記のいずれにも該当しない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

3. 別紙様式第二号に関する開示事項 ○∨1_

OV1 (単位:百万円)

		1		/\	=
国際様式の 該当番号		リスク・ア	'セット	所要自己	資本
政当田与		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク	1,800,600		152,454	
2	うち、標準的手法適用分	3,463		277	
3	うち、内部格付手法適用分	1,719,959		145,920	
	うち、重要な出資のエクスポージャー	_		_	
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	_		_	
	その他	77,177		6,257	
4	カウンターパーティー信用リスク	82,626		6,962	
5	うち、SA-CCR適用分	_		_	
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	12,054		1,022	
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	_		_	
	うち、CVAリスク	8,989		719	
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	149		11	
	その他	61,432		5,209	
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	61		5	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー	_		_	
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	259,904		22,039	
11	未決済取引	_		_	
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	3,657		310	
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分	544		46	
14	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分	_		_	
15	うち、標準的手法適用分	_		-	
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	3,113		263	
16	マーケット・リスク	_		_	
17	うち、標準的方式適用分	_		_	
18	うち、内部モデル方式適用分	_		_	
19	オペレーショナル・リスク	90,796		7,263	
20	_ うち、基礎的手法適用分	_			
21	うち、粗利益配分手法適用分	90,796		7,263	
22	うち、先進的計測手法適用分	_		_	
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,734		486	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			_	
24	フロア調整	_		_	
25	合計	2,243,381		189,522	

 CR1
 (単位:百万円)

	_		_
CD1		次立の信田の所	

	CKT - REVIOLITY R									
		1		/\	= =					
項番		帳簿価額の総額			- 1 A #F					
快田		デフォルトした	非デフォルト	引当金	ネット金額 (イ+ローハ)					
		エクスポージャー	エクスポージャー		(1:0 //					
	オン・バランスシートの資産									
1	貸出金	43,987	3,872,741	19,930	3,896,798					
2	有価証券(うち負債性のもの)	0	918,283	_	918,283					
3	その他オン・バランスシートの資産(うち負債性のもの)	110	620,268	89	620,289					
4	オン・バランスシートの資産の合計 (1+2+3)	44,098	5,411,292	20,019	5,435,371					
	オフ・バランスシートの資産									
5	支払承諾等	2	24,552	_	24,554					
6	コミットメント等	12	299,696	0	299,705					
7	オフ・バランスシートの資産の合計 (5+6)	14	324,245	0	324,260					
	습計									
8	合計 (4+7)	44,113	5,735,538	20,019	5,759,632					

 CR2
 (単位:百万円)

CR2: デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動

	項番									
	1	前期末時点においてデフォルト状態に								
_	2		デフォルトした額]						
	3	貸出金・有価証券等(うち負債性の	非デフォルト状態へ復帰した額]						
	4	もの)の当期中の要因別の変動額	償却された額]						
	5		その他の変動額]						
_	6	当期末時点においてデフォルト状態に								
_	(2.2.)	-1.11.00								

(注) 前期末時点の計数を算出していないため、本表については記載を省略しております。

 CR3
 (単位:百万円)

CR3	:	信用リ	スク	'削減手法
-----	---	-----	----	-------

		1		/\	=	ホ
項番		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全された エクスポージャー	保証で保全された エクスポージャー	クレジット・デリバティブで 保全されたエクスポージャー
1	貸出金	3,402,637	494,161	280,591	187,485	_
2	有価証券 (負債性のもの)	487,640	430,642		430,642	_
3	その他オン・バランスシートの資産 (負債性のもの)	620,238	51	51	_	_
4	合計 (1+2+3)	4,510,516	924,855	280,642	618,127	_
5	うちデフォルトしたもの	12,912	11,166	3,832	7,273	_

 CR4
 (単位:百万円、%)

週刊即以上グネーシャー 週刊度のエクスネーシャー 信用リスグ・	CR4:标	票準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リ	スク削減手法の効果					
項番 適用前のエクスポージャー 資産クラス 適用前のエクスポージャー オン・バランス シートの額 シートの類の地方公共団体向け ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー			7		/\	=	ホ	^
資産クラス オン・バランス シートの額 は、アランス サートの コートの コートの コートの コートの コートの コートの コートの コ	項番							リスク・ウェイトの加重収拾値
2 日本国政府及び日本銀行向け -		資産クラス					アセットの額	(RWA density)
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	1	現金	_	_	_	_	_	_
4 国際決済銀行等向け	2	日本国政府及び日本銀行向け	_	_	_	_	_	_
5 我が国の地方公共団体向け -	3	外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	_	_
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	4	国際決済銀行等向け	_	_	_	_	_	_
7 国際開発銀行向け - <	5	我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_	_	_
8 地方公共団体金融機構向け -	6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_	_	_
9 我が国の政府関係機関向け	7	国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_
10 地方三公社向け	8	地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9	我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
12 法人等向け	10	地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
13 中小企業等向け及び個人向け	11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_	_	_
14 抵当権付住宅ローン	12	法人等向け	_	_	_	_	_	_
15 不動産取得等事業向け	13	中小企業等向け及び個人向け	_	_	_	_	_	_
16 三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)	14	抵当権付住宅ローン	_	_	_	_	_	_
17 抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	15	不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
18 取立未済手形	16	三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)	_	_	_	_	_	_
19 信用保証協会等による保証付 ー ー ー ー ー 20 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 ー ー ー ー ー 21 出資等(重要な出資を除く。) ー ー ー ー ー	17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	_	_	_	_	_	_
20 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	18	取立未済手形	_	_	_	_	_	_
21 出資等 (重要な出資を除く。)	19	信用保証協会等による保証付	_	_	_	_	_	_
	20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_	_	_
22 合計	21	出資等(重要な出資を除く。)	_	_	_	_	_	_
	22	合計	_	_	_	_	_	_

⁽注) 標準的手法を適用する資産区分については、信用リスク・アセットの額の算出にあたり、エクスポージャーの額も僅少であり、またリスク管理の観点からも重要性が低い と判断できる資産区分であることから、記載を省略しております。なお、平成30年3月期における当該資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額は3,463百万円 となっております。

 CR5
 (単位:百万円)

CR5	:標準的手法-資産クラス及びリスク	'・ウェイトタ	別の信用リス	ク・エクスオ	ピージャー							
		1		/\	Ξ	ホ	^	-	チ	IJ	ヌ	ル
項番				信用し	ノスク・エク	スポージャー	-の額(CCF	・信用リスク	削減手法適用	用後)		
火田	リスク・ウェイト 資産クラス	0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
2	日本国政府及び日本銀行向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
4	国際決済銀行等向け				_	_	_	_	_	_	_	
5	我が国の地方公共団体向け				l		_	_	_	_	_	
6	外国の中央政府等以外の公共部門 向け				-	_	_	_	_	_		
7	国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
8	地方公共団体金融機構向け	_	_	_		_	_	_	_	_	_	
9	我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
10	地方三公社向け				_	_	_	_	_	_	_	
11	金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け				-	_	_	_	_	_	_	
12	法人等向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
13	中小企業等向け及び個人向け		_	-	_	_	_	_	_	_	_	
14	抵当権付住宅ローン				-	_	_	_	_	_	_	
15	不動産取得等事業向け				I	I	_	_	_	_	_	
16	三月以上延滞等(抵当権付住宅ロ ーンを除く。)				-	_	_	_	_	_		
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以 上延滞				-	_	_	_	_	_	_	
18	取立未済手形	_	_				_	_	_	_	_	_
19	信用保証協会等による保証付	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
20	株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付				_		_		_	_	_	
21	出資等 (重要な出資を除く。)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
22	合計	_	_	_		_	_		_		_	

⁽注) 標準的手法を適用する資産区分については、信用リスク・アセットの額の算出にあたり、エクスポージャーの額も僅少であり、またリスク管理の観点からも重要性が低い と判断できる資産区分であることから、記載を省略しております。なお、平成30年3月期における当該資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額は3,463百万円 となっております。

 CR6
 (単位:百万円、%、千件、年)

CR6: P	 的部格付手法-ポートフォリオ及びデ						
		1		/\	=	ホ	^
項番	PD区分	オン・バランス シート・グロス エクスポージャー の額	CCF・信用リスク 削減手法適用前の オフ・バランス シート・エクスポー ジャーの額	平均CCF	CCF・信用リスク 削減手法適用後 EAD	平均PD	債務者の数
1	ソブリン向けエクスポージャー	2.016.457	110.001	0.03	2.150.206	0.00	
2	0.00以上0.15未満 0.15以上0.25未満	2,016,457	118,091	0.03	2,159,306	0.00	<u>5</u>
3	0.25以上0.50未満		_				
4	0.50以上0.75未満	52,298	31	0.00	5,222	0.66	0
5	0.75以上2.50未満	52,230	_	-		-	
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	_
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	_
9	小計	2,068,755	118,122	0.03	2,164,528	0.00	5
	金融機関等向けエクスポージャー						
1	0.00以上0.15未満	179,404	_	_	190,695	0.07	0
2	0.15以上0.25未満	51,980	7,500	75.00	56,716	0.16	0
3 4	0.25以上0.50未満	17.017	- 20		17.000		
5	0.50以上0.75未満 0.75以上2.50未満	17,917	30	0.00	17,959	0.66	0
6	2.50以上10.00未満						
7	10.00以上10.00未満	_	_				
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	_
9	小計	249,302	7,530	74.70	265,371	0.13	0
	事業法人向けエクスポージャー (中	中堅中小企業向けエクス	ポージャー及び特定貸付	寸債権を除く。)			
1	0.00以上0.15未満	570,111	24,632	57.91	614,107	0.09	0
2	0.15以上0.25未満	715,050	43,945	73.67	760,537	0.17	8
3	0.25以上0.50未満	140,476	7,331	72.38	143,649	0.30	0
4	0.50以上0.75未満	194,818	12,913	61.09	161,697	0.66	0
5	0.75以上2.50未満	116,156	2,472	36.21	107,970	1.88	0
6	2.50以上10.00未満	6,939	112	100.00	4,289	4.52	0
7 8	10.00以上100.00未満	11,362	131	10.98	6,811	11.13	0
9	100.00 (デフォルト) 小計	9,123 1,764,038	91,543	66.48	8,902 1,807,966	100.00	10
9	中堅中小企業向けエクスポージャー		91,343	00.40	1,007,900	0.04	10
1	0.00以上0.15未満	_					
2	0.15以上0.25未満	161,970	2,715	43.04	143,649	0.17	2
3	0.25以上0.50未満	109,738	1,360	43.24	99,213	0.31	1
4	0.50以上0.75未満	137,664	2,653	52.24	129,141	0.66	1
5	0.75以上2.50未満	122,868	1,052	36.54	101,402	1.88	1
6	2.50以上10.00未満	31,414	956	48.92	27,571	4.52	0
7	10.00以上100.00未満	55,680	90	28.08	37,984	11.13	0
8	100.00 (デフォルト)	31,659	17	6.16	25,702	100.00	0
9	小計	650,997	8,847	45.47	564,666	6.11	7
1	特定貸付債権 0.00以上0.15未満	_			(40	0.03	0
1			_		640	0.03	
3	0.15以上0.25未満 0.25以上0.50未満	25,586	49,268	75.01	849 62,005	0.19	0
4	0.50以上0.75未満	9,955	5,361	75.00	13,980	0.66	0
5	0.75以上2.50未満	1,698	-		849	1.88	0
6	2.50以上10.00未満		_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	_
8	100.00 (デフォルト)	_	_		_	_	_
9	小計	37,239	54,629	75.01	78,324	0.38	0
	株式等エクスポージャー (PD/LGI						
1	0.00以上0.15未満	83,211	_		83,282	0.10	0
2	0.15以上0.25未満	30,319	_		30,319	0.17	0
3	0.25以上0.50未満	3,934			3,934	0.33	0
<u>4</u> 5	0.50以上0.75未満 0.75以上2.50未満	1,023 564	_		1,023 564	0.66 1.88	0
6	2.50以上2.50未満	504	_		504	1.88	
7	10.00以上10.00未満	0	_		0	11.13	0
8	100.00 (デフォルト)	0	_		0	100.00	0
9	小計	119,053	_	_	119,123	0.14	0
	購入債権(事業法人等向け、デファ		(1				
1	0.00以上0.15未満	3,691	_	_	3,691	0.08	0
2	0.15以上0.25未満	4,363	_	_	4,363	0.08	0
3	0.25以上0.50未満	12,747	_	_	12,747	0.10	0
4	0.50以上0.75未満	606	_		606	0.66	0
5	0.75以上2.50未満	162	_		162	1.88	0
6	2.50以上10.00未満	_	_		_		
7 0	10.00以上100.00未満	_	_		_		
8	100.00 (デフォルト) 小計	21,572	_		21,572	0.12	0
ソ	い自	21,5/2			21,5/2	U.IZ	0

		1		/\	=	ホ	^
項番	PD区分	オン・バランス シート・グロス エクスポージャー の額	CCF・信用リスク 削減手法適用前の オフ・バランス シート・エクスポー ジャーの額	平均CCF	CCF・信用リスク 削減手法適用後 EAD	平均PD	債務者の数
	購入債権(事業法人等向け、希	薄化リスク相当部分)					
1	0.00以上0.15未満	392	_	_	392	0.00	0
2	0.15以上0.25未満	2,287	_		2,287	0.00	0
3	0.25以上0.50未満	8,301	_	_	8,301	0.00	C
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_	_
5	0.75以上2.50未満	177	_	_	177	1.88	C
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	_
9	小計	11,157	_	_	11,157	0.02	О
	購入債権(リテール向け)						
1	0.00以上0.15未満	_	7,381	21.85	1,612	0.07	0
2	0.15以上0.25未満	1,650	26,085	24.78	8,116	0.19	0
3	0.25以上0.50未満	_	_	_	_	_	_
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_	_
5	0.75以上2.50未満	379	1,064	54.03	955	2.10	0
6	2.50以上10.00未満	100	87	77.94	168	4.99	0
7	10.00以上100.00未満	7	7	10.68	8	52.09	0
8	100.00 (デフォルト)	2	23	21.63	7	100.00	C
9	小計	2,140	34,649	25.18	10,868	0.52	C
	適格リボルビング型リテール向	けエクスポージャー			•	·	
1	0.00以上0.15未満	_	37,472	42.84	16,053	0.08	64
2	0.15以上0.25未満	_	6,368	25.74	1,639	0.19	0
3	0.25以上0.50未満	_	_	_	_	_	_
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_	_
5	0.75以上2.50未満	6,905	3,437	46.64	7,719	1.21	17
6	2.50以上10.00未満	7,065	1,522	44.73	5,910	4.40	10
7	10.00以上100.00未満	143	7	31.11	105	33.59	0
8	100.00 (デフォルト)	404	18	46.19	403	100.00	0
9	小計	14,519	48,828	40.93	31,833	2.54	93
	居住用不動産向けエクスポージ		,		2.,,222		
1	0.00以上0.15未満	70,703		_	70,778	0.07	6
2	0.15以上0.25未満	60,158	_	_	60,221	0.17	4
3	0.25以上0.50未満	231,997	_	_	232,153	0.38	12
4	0.50以上0.75未満	91,661	_	_	91,727	0.62	5
5	0.75以上2.50未満	5,951	_		5,949	1.01	C
6	2.50以上10.00未満		_	_	-		
7	10.00以上100.00未満	793	_		715	18.18	0
8	100.00 (デフォルト)	1,181	_		1,038	100.00	0
9	小計	462,447			462,585	0.61	31
	その他リテール向けエクスポー				402,303	0.01	31
1	0.00以上0.15未満	4,498	178,880	100.00	183,378	0.03	145
2	0.15以上0.25未満	7,749	380	100.00	7,462	0.20	143
3	0.25以上0.50未満	17,296	122	96.73	15,487	0.30	3
	0.25以上0.50未満	17,290	122	90./3	15,40/	0.30	
4		12.202			0.530		
5	0.75以上2.50未満	12,282	414	85.36	9,539	1.13	
6	2.50以上10.00未満	13,353	68	96.46	5,427	3.78	5
7	10.00以上100.00未満	5,148	74	80.00	2,189	12.63	0
8	100.00 (デフォルト)	1,727	13	96.20	745 224,231	100.00	0 164
9	小計	62,057	179,954	99.95		0.64	

.K6 : P	内部格付手法-ポートフォリオ及びテ	- ノォルト率(PD)区分: -					
		 	チ	IJ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD区分	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値 (RWA density)	EL	適格引当金
	ソブリン向けエクスポージャー		·			'	
1	0.00以上0.15未満	29.67	3.1	27,327	1.26	27	236
2	0.15以上0.25未満	_	_		_		
3	0.25以上0.50未満	-	_	_	-		
4	0.50以上0.75未満	41.48	4.0	5,079	97.26	15	
5	0.75以上2.50未満	_	_		_		
6	2.50以上10.00未満						
7 8	10.00以上100.00未満 100.00 (デフォルト)	_	_		_		
9	小計	29.70	3.1	32,407	1.49	43	236
	金融機関等向けエクスポージャー	25.70	5.1	32,407	1.45	73	230
1	0.00以上0.15未満	24.57	2.1	57,837	30.32	61	_
2	0.15以上0.25未満	25.36	1.3	21,608	38.09	42	_
3	0.25以上0.50未満	_	_	_	_	_	_
4	0.50以上0.75未満	8.95	0.3	9,717	54.11	54	_
5	0.75以上2.50未満	_	_	_	_	_	_
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	_
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	_
9	小計	23.68	1.8	89,163	33.59	157	_
	事業法人向けエクスポージャー(ロ						
1	0.00以上0.15未満	46.04	3.4	230,224	37.48	258	0
2	0.15以上0.25未満	47.66	2.8	365,330	48.03	627	1
3	0.25以上0.50未満	43.95	2.8	90,657	63.11	196	
4	0.50以上0.75未満	43.90	2.8	134,380	83.10	472	0
5	0.75以上2.50未満	43.40	3.0	125,612	116.33	882	
6 7	2.50以上10.00未満 10.00以上100.00未満	44.65 42.24	4.1 1.5	6,601 12,054	153.88 176.97	80 320	
8	100.00 (デフォルト)	44.03	1.0	12,034	0.00	3,920	5,921
9	小計	46.18	3.0	964,861	53.36	6,759	5,923
2	中堅中小企業向けエクスポージャ-		5.0	904,001	33.30	0,739	3,923
1	0.00以上0.15未満	_	_				
2	0.15以上0.25未満	41.01	2.6	45,844	31.91	105	_
3	0.25以上0.50未満	40.46	3.2	46,429	46.79	124	_
4	0.50以上0.75未満	39.95	4.1	91,206	70.62	343	_
5	0.75以上2.50未満	40.55	3.2	91,039	89.78	775	_
6	2.50以上10.00未満	40.33	3.3	31,193	113.13	503	_
7	10.00以上100.00未満	41.31	1.8	53,855	141.78	1,746	_
8	100.00 (デフォルト)	43.59	1.0	_	0.00	11,205	13,446
9	小計	40.69	3.1	359,568	63.67	14,804	13,446
	特定貸付債権						
1	0.00以上0.15未満	45.00	2.7	99	15.45	0	_
2	0.15以上0.25未満	45.00	4.2	499	58.87	0	
3	0.25以上0.50未満	45.00	4.3	55,296	89.17	473	
4	0.50以上0.75未満	45.00	3.7	11,440	81.83	89	_
5	0.75以上2.50未満	45.00	4.2	976	115.00	23	_
6	2.50以上10.00未満						
7 8	10.00以上100.00未満 100.00 (デフォルト)	_			_		
9	小計	45.00	4.2	68,311	87.21	587	
2	株式等エクスポージャー(PD/LG			00,511	07.21	307	
1	0.00以上0.15未満	90.00	5.0	90,557	108.73		_
2	0.15以上0.25未満	90.00	5.0	39,575	130.53	_	_
3	0.25以上0.50未満	90.00	5.0	7,174	182.35	_	_
4	0.50以上0.75未満	90.00	5.0	2,416	236.07	_	_
5	0.75以上2.50未満	90.00	5.0	1,806	319.78	_	_
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	90.00	5.0	0	584.01	_	_
8	100.00 (デフォルト)	90.00	5.0	0	1,125.00	_	_
9	小計	90.00	5.0	141,529	118.80	_	_
	購入債権(事業法人等向け、デフ	ォルト・リスク相当部分)					
1	0.00以上0.15未満	45.00	0.8	734	19.89	1	_
2	0.15以上0.25未満	45.00	0.4	1,645	37.71	4	
3	0.25以上0.50未満	45.00	1.7	8,581	67.31	46	_
4	0.50以上0.75未満	45.00	1.0	367	60.58	1	
5	0.75以上2.50未満	45.00	1.0	_	0.00	_	
6	2.50以上10.00未満	_	_		_	_	
	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	
7							
7 8 9	100.00 (デフォルト) 小計	— 45.00	1.3	11,329	52.51	<u> </u>	

		h	チ	IJ	ヌ	ル	ヲ
頂番	PD区分	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値 (RWA density)	EL	適格引当金
	購入債権(事業法人等向け、希薄	化リスク相当部分)					
1	0.00以上0.15未満	45.00	0.0	609	155.43	1	
2	0.15以上0.25未満	45.00	0.0	1,981	86.64	5	
3	0.25以上0.50未満	45.00	0.0	92	1.11	0	
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_	
5	0.75以上2.50未満	45.00	1.0	159	89.94	1	
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	
9	小計	45.00	0.0	2,843	25.48	8	
	購入債権(リテール向け)	-					
1	0.00以上0.15未満	36.15	5.0	26	1.63	0	
2	0.15以上0.25未満	36.15	5.0	305	3.76	5	
3	0.25以上0.50未満	-	_			_	
4	0.50以上0.75未満		_	_	_	_	
	0.75以上2.50未満	48.62	5.0	309	32.40	9	
6	2.50以上10.00未満	48.62	5.0	99	59.13	4	
7	10.00以上100.00未満	41.62	5.0	10	120.82	1	
8					0.00		
	100.00 (デフォルト)	39.16	5.0			6	
9	小計	37.44	5.0	751	6.91	27	
	適格リボルビング型リテール向け						
1	0.00以上0.15未満	86.05	0.0	690	4.29	11	
2	0.15以上0.25未満	36.15	0.0	61	3.76	1	
3	0.25以上0.50未満	_	_	_	_	_	
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_	
5	0.75以上2.50未満	85.57	0.0	2,890	37.44	79	
6	2.50以上10.00未満	86.64	0.0	5,631	95.27	225	
7	10.00以上100.00未満	86.48	0.0	271	257.47	30	
8	100.00 (デフォルト)	86.98	0.0	_	0.00	366	
9	小計	83.49	0.0	9,546	29.98	714	
	居住用不動産向けエクスポージャー				<u>'</u>	,	
1	0.00以上0.15未満	20.07	0.0	2,814	3.97	11	
2	0.15以上0.25未満	20.08	0.0	4,298	7.13	20	
3	0.25以上0.50未満	20.06	0.0	30,249	13.03	180	
4	0.50以上0.75未満	20.21	0.0	16,814	18.33	115	
5	0.75以上2.50未満	21.37	0.0	1,609	27.04	12	
5 6	2.50以上10.00未満			- 1,009			
7 7	10.00以上100.00未満	21.06	0.0	831	116.10	27	
/ 8	100.00 (デフォルト)	21.89	0.0	- 051	0.00	850	
9	小計	20.12	0.0	56,617	12.23	1,218	
9	その他リテール向けエクスポージ		0.0	50,017	12.23	1,210	
1			0.0		0.00		
	0.00以上0.15未満	0.0	0.0		0.00		
2	0.15以上0.25未満	57.92	0.0	1,698	22.76	8	
3	0.25以上0.50未満	62.91	0.0	5,236	33.81	30	
4	0.50以上0.75未満				_	_	
5	0.75以上2.50未満	32.82	0.0	3,265	34.22	33	
6	2.50以上10.00未満	30.44	0.0	2,359	43.46	60	
7	10.00以上100.00未満	24.99	0.0	1,006	45.97	72	
8	100.00 (デフォルト)	27.92	0.0	_	0.00	559	
9	小計	8.74	0.0	13,566	6.05	765	
+ 12	全てのポートフォリオ)	35,94	2.7	1,750,495	30.37	25,141	20

 CR7
 (単位:百万円)

CR7: P	n部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・フ	アセットの額に与える影響	
		1	
項番	ポートフォリオ	クレジット・デリバティブ勘案 前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB	34,351	34,351
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB	_	_
3	金融機関等向けエクスポージャーーFIRB	94,513	94,513
4	金融機関等向けエクスポージャーーAIRB	_	_
5	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。) - FIRB	1,403,895	1,403,895
6	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。) - AIRB	_	_
7	特定貸付債権-FIRB	72,410	72,410
8	特定貸付債権-AIRB	_	_
9	リテールー適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	10,118	10,118
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー	60,014	60,014
11	リテールーその他リテール向けエクスポージャー	14,380	14,380
12	株式-FIRB	150,085	150,085
13	株式-AIRB	_	_
14	購入債権-FIRB	15,819	15,819
15	購入債権-AIRB	_	_
16	合計	1,855,590	1,855,590

 CR8
 (単位:百万円)

 CR8:内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
 (単位:百万円)

CKO . P	引部恰別于法を週用した信用!.	スク・エクスホーシャーのリスク・アセット変動衣	
項番			信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リ	スク・アセットの額	
2		資産の規模	
3		ポートフォリオの質	
4		モデルの更新	
5	当期中の要因別の変動額	手法及び方針	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当期末時点における信用リ	スク・アセットの額	

⁽注) 前期末時点の計数を算出していないため、本表については記載を省略しております。

 CR9
 (単位:%、件)

CR9:内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率(PD)のバック・テスティング													
1				/\			=	ホ	/	\	-	チ	IJ
			相	当する外部	格付				債務者	音の数	+	うち、期	
ポートフォリオ	PD区分	S&P	Moody's	Fitch	R&I	JCR	加重平均 PD (EAD加重)	相加平均 PD (債務者別)	前期末	当期末	期 中 に デ フォル 債 もの数	中ォた債数デトた者のしなの	過去の年平 均デフォル ト率(5年間)
	11~13ランク	BBB-以上	Baa3以上	BBB-以上	BBB-以上	BBB-以上	0.13	0.16	1,761	1,884	0	0	_
	14~16ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	0.41	0.45	4,967	4,727	5	0	0.09
事業法人等向け エクスポージャー	21ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	2.09	1.98	1,820	1,670	12	1	0.64
	22ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	5.03	4.78	336	300	5	0	1.73
	23ランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	12.20	11.64	768	716	25	0	4.87
	11~13ランク	BBB-以上	Baa3以上	BBB-以上	BBB-以上	BBB-以上	0.08	0.10	112	117	0	0	_
A =1 1/4/100-1-1-1	14~16ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	0.66	0.51	15	17	0	0	_
金融機関向け エクスポージャー	21ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	_
±22/0/ 2 (22ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	_
	23ランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	_	_	0	0	0	0	_
	11~13ランク	BBB-以上	Baa3以上	BBB-以上	BBB-以上	BBB-以上	_	_	75	77	0	0	_
	14~16ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	0.71	0.69	10	15	0	0	_
ソブリン向け エクスポージャー	21ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	2.09	1.98	5	4	0	0	_
±22/0/ 2 (22ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	_
	23ランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	_	_	0	0	0	0	_
	AA~CCランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	0.43	0.43	35	43	0	0	_
性 二 代///生/	DAランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	1.98	0	1	0	0	50.00
特定貸付債権	DBランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	_
	DCランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	_	11.64	2	2	0	0	_
	11~13ランク	BBB-以上	Baa3以上	BBB-以上	BBB-以上	BBB-以上	0.15	0.13	4	4	0	0	_
att a certific	14~16ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	1.06	0.56	4	4	0	0	_
購入債権 (事業法人等向け)	21ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	4.18	1.98	1	1	0	0	_
(4-)(/4)(()()())	22ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_		0	0	0	0	_
	23ランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	_	_	0	0	0	0	_
	11~13ランク						_	_	0	0	0	0	_
D# 7 /F-1/C	14~16ランク						_	_	0	0	0	0	_
購入債権 (リテール向け)	21ランク						_	_	0	0	0	0	_
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	22ランク						_	_	0	0	0	0	_
	23ランク						_	_	0	0	0	0	_
	11~13ランク	BBB-以上	Baa3以上	BBB-以上	BBB-以上	BBB-以上	0.11	0.11	19	20	0	0	
+/+	14~16ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	0.36	0.55	10	7	0	0	
株式等 エクスポージャー	21ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	2.09	1.98	8	9	0	0	
	22ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	_
	23ランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	12.20	_	0	0	0	0	
	11~13ランク	BBB-以上	Baa3以上	BBB-以上	BBB-以上	BBB-以上	_	_	0	0	0	0	
=T.₩/レ	14~16ランク		Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	0.71	0.69	7	9	0	0	_
証券化 エクスポージャー	21ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	
	22ランク	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上	BB-以上	_	_	0	0	0	0	_
	23ランク	B+以下	B1以下	B+以下	B+以下	B+以下	_	_	0	0	0	0	
居住用不動産向け エクスポージャー							2.35	0.43	29,852	30,764	38	1	0.17
適格リボルビング 型リテール向け エクスポージャー							0.71	0.56	201,693	204,782	1,333	66	0.41
その他リテール 向け エクスポージャー							0.64	1.95	21,878	21,153	244	24	1.14

73,487

CR10										(単位	:百万円、%)
CR10:内部格付引	F法-特定貸付	債権(スロッテ ・	ィング・クライ	イテリア方式)	と株式等エクス	スポージャー ((マーケット・	ベース方式等)		,	
1		/\	=	ホ	^	<u> </u>	チ	リリ	ヌ	ル	ヲ
					(スロッティング			.1			
		Ι .	I		い事業用不動産 I					I.	1
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの頻	オフ・バラン スシートの額	リスク・ ウェイト	PF	エクステ OF	ページャーの額 CF	IPRE	∆≡⊥	信用リスク・アセットの額	期待損失
	2.5年未満	// I-0/ER	// I-0/ER	50%	PF	OF _	CF _	IPKE	合計	/ C / I V/BR	_
優 (Strong)	2.5年米周		_	70%				 			
	2.5年未満	4,432	7,519	70%	10.079		_		10.079	7.055	40
良 (Good)	2.5年以上	29.893	53.361	90%	66,964	642	_	_	67,607	60,369	535
可 (Satisfactory)	2.5 1 5.4	1,698	-	115%	1,698		_		1,698	1,476	24
弱い (Weak)			_	250%	_	_	_	_		_	_
デフォルト (Default)		_	_	_	_	_	_		_	_	_
合計		36,024	60,881	_	78,741	642	_	-	79,384	68,900	600
			ボラ	ラティリティの	高い事業用不動	産向け貸付け	(HVCRE)				
規制上の区分	残存期間		オフ・バラン	リスク・					エクスポー ジャーの額	信用リスク・	期待損失
79UPJ	7,2(1),7(3)(2)	スシートの額	スシートの額	ウェイト					(EAD)	アセットの額	MINITED
/= /Ctrops	2.5年未満	_	_	70%					_	_	_
優 (Strong)	2.5年以上	_	_	95%					_	_	_
良 (Good)	2.5年未満	_	_	95%	1				_	_	_
R (G000)	2.5年以上	1,215	_	120%					1,216	1,459	4
可 (Satisfactory)		_	_	140%							
弱い (Weak)		_	_	250%]						
デフォルト (Default)										_	_
合計		1,215	_	_					1,216	1,459	4
					ージャー(マー						
			¬ ¬	ケット・ベース	ス方式が適用され	こる株式等エク	フスポージャー				
カテゴリ	J <i>-</i>		オフ・バラン スシートの額	リスク・ ウェイト					エクスポー ジャーの額 (EAD)	信用リスク・ アセットの額	
簡易手法-上場株	 式	_	_	300%						_	
簡易手法-非上場		15	_	400%					15	61	
内部モデル手法		_	_						_	_	
合計		15	_	_				ľ	15	61	
		•	100%	のリスク・ウ	ェイトが適用さ	れる株式等エ	クスポージャ-	_		•	<u> </u>
自己資本比率告示 第一項ただし書又 本比率告示第百匹 ただし書きの定め り100%のリスク 適用される株式等	(は持株自己資]十四条第一項)るところによ '・ウェイトが	_	_	100%					_	_	
CCR1:手注即の	h-h->	二 , / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1. 1 /17+8 ;	***に 宛西							(単位:百万円)
CCR1:手法別の7	リンプターハー	ノ 1 15円リスク	・エクスボー				/) I		1 .		^
項番				イ 構築コスト	アドオン			<u>ー</u> 現制上のエクスオ ージャーの算定に		7削減手 11.7	ク・アセット
				•		, , ,		使用されるα	ポージ		の額
	(派生商品取引			_		-		1.4	_	_	_
	・エクスポーシ			11,748	15,77	75			22	27,944	73,487
	スポージャース						_		_	_	
	ク削減手法にお									_	_
	ク削減手法によ		法							_	
	ージャー変動揺	±計モデル							+	_	70.46=
6 合計			1			_			1	- 1	73 487

CCR2			(単位:百万円)
CCR2:	CVAリスクに対する資本賦課		
		1	
項番		信用リスク削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・アセットの額(CVA リスク相当額を8%で除して 得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	_	_
2	(i)CVAバリュー・アット・リスクの額(乗数適用後)		_
3	(ii)CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額(乗数適用後)		_
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	25,640	8,989
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	25,640	8,989

6

合計

 CCR3
 (単位:百万円)

CCD2 +	CCR3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー											
CCR3.	美種別及びリスク・フェイト別のカワンターハ	一ティー信用	リスク・エク。	スホーンヤー								
		1		/\	=	ホ	^	 	チ	IJ		
項番				-	与信相当額(信	言用リスク削減	域効果勘案後)					
	リスク・ウェイト 業種	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計		
1	日本国政府及び日本銀行向け	_	_	_	_	_		_	_	_		
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
3	国際決済銀行等向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
4	我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	-	_		_	_	_		
6	国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
7	地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
8	我が国の政府関係機関向け	_	_	_	-	_	_	_	_	_		
9	地方三公社向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
11	法人等向け	_	_	_	_	_		_	_	_		
12	中小企業等向け及び個人向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
13	上記以外	_	_	_	-	_	l	_	_	_		
14	승計	_	_	_	_	_	_	_	_	_		

⁽注) 標準的手法を適用する資産については、信用リスク・アセットの額の算出にあたり、エクスポージャーの額も僅少であり、またリスク管理の観点からも重要性が低いと判断できる資産区分であることから、記載を省略しております。なお、平成30年3月期における当該資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額は3,463百万円となっております。

CCR4 (単位:百万円、%、千件、年)

		1		/\	=	ホ	^	h
項番	PD区分	EAD (信用リスク削減 効果勘案後)	平均PD	取引相手方の数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・ アセット	リスク・ウェイト の加重平均値 (RWA density)
ソブリン	ン向けエクスポージャー							
1	0.00以上0.15未満	113,908	0.00	0	45.00	2.8	0	0.00
2	0.15以上0.25未満	_	_	_	_	_	-	_
3	0.25以上0.50未満	_	_	_	_	_	-	_
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_		_
5	0.75以上2.50未満	_	_	_	_	_	l	_
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_		_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	l	_
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	l	_
9	小計	113,908	0.00	0	45.00	2.8	0	0.00
金融機関	関等向けエクスポージャー							
1	0.00以上0.15未満	16,830	0.06	0	45.00	2.1	4,141	24.61
2	0.15以上0.25未満	950	0.16	0	43.21	1.0	333	35.05
3	0.25以上0.50未満	_	_	_	_	_		_
4	0.50以上0.75未満	56,139	0.66	0	43.89	1.0	35,419	63.09
5	0.75以上2.50未満	_	_	_	_	_	_	_
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	_	_
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	_	_
9	小計	73,919	0.52	0	44.13	1.2	39,894	53.97
事業法	人向けエクスポージャー							
1	0.00以上0.15未満	_	_	_	_	_	_	_
2	0.15以上0.25未満	36,065	0.19	0	45.00	4.8	29,900	82.90
3	0.25以上0.50未満	534	0.31	0	45.00	3.0	311	58.32
4	0.50以上0.75未満	645	0.66	0	45.00	2.1	388	60.19
5	0.75以上2.50未満	327	1.88	0	45.00	4.3	441	134.98
6	2.50以上10.00未満	3	4.52	0	45.00	2.9	3	112.53
7	10.00以上100.00未満	252	11.13	0	45.00	3.0	498	197.53
8	100.00 (デフォルト)	12	100.00	0	45.00	_		_
9	小計	37,840	0.32	0	45.00	4.7	31,544	83.36
特定貸債	付債権					•		•
1	0.00以上0.15未満		_	_	_	_	_	_
2	0.15以上0.25未満	_	_	_	_	_	_	_
3	0.25以上0.50未満	2,275	0.31	0	45.00	5.0	2,048	90.00
4	0.50以上0.75未満	_	_	_	_	_	_	_
5	0.75以上2.50未満	_	_	_	_	_	_	_
6	2.50以上10.00未満	_	_	_	_	_	_	_
7	10.00以上100.00未満	_	_	_	_	_	_	_
8	100.00 (デフォルト)	_	_	_	_	_	_	_
9	小計	2,275	0.31	0	45.00	5.0	2,048	90.00
合計 (4	全てのポートフォリオ)	227,944	0.23	0	44.72	2.7	73,487	32.23

(単位:百万円)

 CCR5
 (単位:百万円)

CCR5:	担保の内訳						
		1		/\	=	ホ	^
項番			派生商品取引で	レポ形式の取引	で使用される担保		
坂田		受入担保の	の公正価値	差入担保の	の公正価値	受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない	文人担体の公正価値	左人担体の五正価値
1	現金(国内通貨)	_	6,353	_	1,457	_	_
2	現金(外国通貨)	_	_	_	_	30,669	_
3	国内ソブリン債	_	_	_	_	_	43,166
4	その他ソブリン債	_	_	_	_	_	_
5	政府関係機関債	_	_	_	_	_	95,759
6	社債	_	_	_	_	_	_
7	株式	_	_	_	_	_	_
8	その他担保	_	_	_	_	_	_
0	A≡L		(252		1 4 5 7	20.000	120.026

 CCR6
 (単位:百万円)

CCR6:クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

CCITO .	7 7 7 7 7 7 7 7 N 10 1 7 N 3 N 7 1		
項番		7	
中田		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	_	_
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	_	_
3	トータル・リターン・スワップ	_	_
4	クレジットオプション	_	_
5	その他のクレジット・デリバティブ	_	_
6	想定元本合計	_	_
	公正価値		
7	プラスの公正価値 (資産)	_	_
8	マイナスの公正価値(負債)	_	_
(1.1.)			

(注) クレジット・デリバティブ取引については該当がありません。

CCR7 CCR7: 期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

項番			信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リス	ク・アセットの額	
2		資産の規模] /
3		ポートフォリオの質	1 /
4		モデルの更新(期待エクスポージャー方式に係る変動のみ)] /
5	当期中の要因別の変動額	手法及び方針 (期待エクスポージャー方式に係る変動のみ)] /
6		買収又は売却] /
7		為替の変動] /
8		その他] /
9	当期末時点における信用リス	ク・アセットの額	/

(注) 期待エクスポージャー方式は採用していないため、本表については記載を省略しております。

 CCR8
 (単位:百万円)

		1	
項番		中央清算機関向けエクスポー ジャー(信用リスク削減手法 適用後)	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		143
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	1,880	37
3	(i) 派生商品取引 (上場以外)	_	_
4	(ii) 派生商品取引 (上場)	1,880	37
5	(前) レポ形式の取引	_	_
6	(iv)クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット	_	_
7	分別管理されている当初証拠金	_	
8	分別管理されていない当初証拠金	5,271	105
9	事前拠出された清算基金	_	_
10	未拠出の清算基金	_	_
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)		5
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	_	_
13	(i)派生商品取引(上場以外)	_	_
14	(ii) 派生商品取引 (上場)	_	_
15	(iii)レポ形式の取引	_	_
16	(iv) クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット	_	_
17	分別管理されている当初証拠金	_	
18	分別管理されていない当初証拠金	299	5
19	事前拠出された清算基金	_	
20	未拠出の清算基金	_	_

 SEC1
 (単位:百万円)

SEC1:	SEC1:原資産の種類別の証券化エクスポージャー(信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)										
		1		/\	=	ホ	^	-	チ	IJ	
項番	原資産の種類	自金融	機関がオリジネ	ネーター	自金融	独機関がスポン	ンサー	自動	金融機関が投資	 [家	
	1,5 (L.) L.)	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計	
1	リテール (合計)	_	_	_	_	_	_	482	_	482	
2	担保付住宅ローン	_	_	-	_	_	_	482	_	482	
3	クレジットカード債権	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
4	その他リテールに係るエクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_	_		
5	再証券化	_	_	l	_		_	_	_	_	
6	ホールセール (合計)	_	_	_	_	_	_	2,534	_	2,534	
7	事業法人向けローン	_	_	_	_	_	_	2,285	_	2,285	
8	商業用モーゲージ担保証券	_	_	-	_	_	_	_	_		
9	リース債権及び売掛債権	_	_		_	_	_	249	_	249	
10	その他のホールセール	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
11	再証券化	_	_		_	_	_	_	_	_	

SEC2 (単位:百万円)

SEC2:	SEC2:原資産の種類別の証券化エクスポージャー(マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)									
'		1		/\	=	ホ	^	-	チ	IJ
項番	- 原資産の種類		機関がオリジネ	ネーター	自金融	独機関がスポン	ンサー	自動	金融機関が投資	 [家
	11,50 Cal. 17 (12,50)	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計
1	リテール (合計)	_	_	_	_	_	_	_	_	_
2	担保付住宅ローン	_	_	_	_	_	_	_	_	
3	クレジットカード債権	_	_	_	_	_	_	_	_	_
4	その他リテールに係るエクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_	_	_
5	再証券化	_	_	l	_	_	_	_	_	_
6	ホールセール (合計)	_	_	_	_	_	_	_	_	_
7	事業法人向けローン	_	_		_	_	_	_	_	
8	商業用モーゲージ担保証券	_	_	_	_	_	_	_	_	
9	リース債権及び売掛債権	_	_	-	_	_	_	_	_	
10	その他のホールセール	_	_	_	_	_	_	_	_	_
11	再証券化	_	_	_	_	_	_	_	_	

⁽注) マーケット・リスク相当額については算出を行っておりません。

SEC3 (単位:百万円)

SEC3:	信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化-	エクスポージャ	一及び関連する	る所要自己資本	(自金融機関が	ボ オリジネーター	-又はスポンサ・	ーである場合)	1
		1		/\	Ξ	ホ	^	1	チ
		合計							
項番			資産譲渡型記	正券化取引 (小)	<u></u> †)				
				証券化			再証券化		
					裏付けとなる リテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)								
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャー	_		_	_	_		_	
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	_		_	_			_	
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		l	_	_			_	
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用 される証券化エクスポージャー				_	_		_	_
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化 エクスポージャー				_	_		_	
	エクスポージャーの額(算出方法別)								
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_	_
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_	_
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_	_
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_	_
	信用リスク・アセットの額(算出方法別)								
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式により算出した信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_	_
11	内部格付手法における指定関数方式により算出し た信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_	_
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_	
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_	
	所要自己資本の額 (算出方法別)								
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャーに 係る所要自己資本								
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_		_	_			_	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー に係る所要自己資本	_		_		_			
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_		_	_	_	_	_	_

⁽注) 当行がオリジネーター又はスポンサーである証券化エクスポージャーについては該当がありません。

SEC3:	信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化	エクスポージャー	·及び関連する所要	要自己資本(自金	融機関がオリジネ	・一ター又はスポン	ンサーである場合	2) ②
		IJ	ヌ	ル	Ŧ	ワ	カ	ш
項番		合成型証券化取	双引 (小計)					
			証券化			再証券化		
				裏付けとなる リテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)							
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用され る証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用 される証券化エクスポージャー	_	_		_	_	_	_
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化 エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
	エクスポージャーの額(算出方法別)							
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_		_	_
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_		_	_
	信用リスク・アセットの額(算出方法別)							
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式により算出した信用リスク・アセット	_	_	_	_		_	_
11	内部格付手法における指定関数方式により算出し た信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	_	-	_	_	_	_	_
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	_	_	_			_	_
	所要自己資本の額 (算出方法別)							
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャーに 係る所要自己資本							
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー に係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又 は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の 規定により1250%のリスク・ウェイトが適用さ れる証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_

SEC4 (単位:百万円)
SEC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合) ①

		1		/\	=	ホ	^	-	チ
		合計							
項番			資産譲渡型証	[券化取引(小	計)				
7.00				証券化			再証券化		
					裏付けとなる リテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)								
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャー	2,183	2,183	2,183	482	1,700	_	_	_
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	584	584	584	_	584	_	_	_
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		_		_	_		_	_
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用 される証券化エクスポージャー		_	l	_	_		_	_
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化 エクスポージャー	249	249	249	_	249	_	_	
	エクスポージャーの額(算出方法別)								
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャー	2,768	2,768	2,768	482	2,285	_	_	_
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャー		_		_	_	_	_	_
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		_		_	_	_	_	_
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又 は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の 規定により1250%のリスク・ウェイトが適用さ れる証券化エクスポージャー	249	249	249	_	249	_	_	_
	信用リスク・アセットの額(算出方法別)								
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式により算出した信用リスク・アセット	544	544	544	33	510	_	_	_
11	内部格付手法における指定関数方式により算出し た信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_	_
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット				_	_	-	_	_
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	3,113	3,113	3,113	_	3,113	_	_	_
	所要自己資本の額(算出方法別)								
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャーに 係る所要自己資本	46	46	46	2	43			
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_	_
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー に係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_	_
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又 は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の 規定により1250%のリスク・ウェイトが適用さ れる証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	263	263	263	_	263	_	_	_

		IJ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	∃
項番		合成型証券化取	双引 (小計)					
			証券化			再証券化		
				裏付けとなる リテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)		1					
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用され る証券化エクスポージャー	_	_	_	_		_	_
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用 される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化 エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
	エクスポージャーの額(算出方法別)				,		,	
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又 は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の 規定により1250%のリスク・ウェイトが適用さ れる証券化エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	_
	信用リスク・アセットの額(算出方法別)							
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式により算出した信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_
11	内部格付手法における指定関数方式により算出し た信用リスク・アセット	_	_	_	_		_	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	_	_	_	_	_	_	_
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	_	_	_	_	-	_	_
	所要自己資本の額 (算出方法別)							
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部 評価方式が適用される証券化エクスポージャーに 係る所要自己資本	_		_	_			
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される 証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー に係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	_	_	_	_	_	_	_

IRRRR1 銀行勘定における金利リスク(第2条第5項) (1) ⊿EVE、⊿NII

(単位:百万円)

IRRBB1	: 金利リスク				
		1		Л	Ξ
項番		ΔE	:VE	۵	VII
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,329		3,430	
2	下方パラレルシフト	0		△2,746	
3	スティープ化	6,540			
4	フラット化	13			
5	短期金利上昇	3,992			
6	短期金利低下	776			
7	最大値	15,329		3,430	
$\overline{}$		7.	ħ	/	\
		当其	朋末	前其	·····································
8	Tier1資本の額		387,137		

- (注) 1. 流動性預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)
 2. 貸出の期限前償還率、定期預金の早期解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
 3. ⊿EVEの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、正の値のもののみを、単純合算しております。
 ⊿NIIの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、値の正負に関係なく、単純合算しております。
 4. ⊿EVEの算出にあたっては、有価証券の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めております。
 有価証券以外の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めております。有価証券以外の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めておりません。
 5. ⊿NIIの算出にあたっては、再投資・再調達金利について、信用スプレッド等を含めておりません。

(2) VaR(バリュー・アット・リスク)

(Z) Valk(/ 1) ± / / / / / / / / /	
項目	平成29年3月期
金利リスクのVaR	12,102百万円
うち円金利	8,811百万円
うち他通貨金利	6,381百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月
項目	平成30年3月期
金利リスクのVaR	14,031百万円
うち円金利	11,239百万円
うち他通貨金利	4,487百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月
ON A SECULIE AS A SOLUTION OF THE CONTROL OF THE CO	

- (注) 1. 流動性預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)
 2. トレーディング部門の金利リスクについては、信頼区間99.9%、保有期間10日間のVaRを測定しております。
 3. 米ドル及びユーロ以外の他通貨については、影響が軽微なことから200BPVにより測定しております。
 4. なお、平成29年度の金利リスク合計については、円金利と他通貨金利の相関関係を平成28年度の0.25から0.50に変更して測定しています。

(前年同期(平成29年3月期)の開示事項)

1. 自己資本の充実度に関する事項(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額(第2条第4項第1号イ・ロ・ハ)

(単位:百万円)

	平成29年3月期
標準的手法が適用されるポートフォリオ (A)	712
内部格付手法の適用除外資産	712
内部格付手法の段階的適用資産	_
調整項目に相当するエクスポージャー	_
- 内部格付手法が適用されるポートフォリオ (B)	207,319
事業法人等向けエクスポージャー	149,281
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	131,394
特定貸付債権	2,864
ソブリン向けエクスポージャー	3,346
金融機関等向けエクスポージャー	11,676
リテール向けエクスポージャー	8,835
居住用不動産向けエクスポージャー	5,284
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1,292
その他リテール向けエクスポージャー	2,258
証券化エクスポージャー	200
うち再証券化エクスポージャー	
株式等エクスポージャー	12,541
マーケット・ベース方式	4
簡易手法	4
内部モデル手法	
PD/LGD方式	12,536
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,697
購入債権	881
購入事業法人等向けエクスポージャー	776
購入リテール向けエクスポージャー	104
その他資産等	3,545
CVAリスク	508
中央清算機関関連エクスポージャー	1
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	1,099
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	408
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	
調整項目に相当するエクスポージャー	17,317
信用リスクに対する所要自己資本の額 (A) + (B) (注) 1 所要自己資本の額 (A) + (B) (注) 1 所要につきまるのは、 (A) + (B) (注) 1 所要につきまるのは、 (A) + (B) (注) 1 所要につきまるのは、 (A) + (B) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E	208,032

- (注) 1. 所要自己資本の額は、スケーリング・ファクター(乗数1.06)調整後の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+調整項目に相当するエクスポージャーの額により 算出しております。
 - 2. 事業法人向けエクスポージャーには、中堅中小企業向けエクスポージャーを含んでおります。
 - (2) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 (第2条第4項第1号二) 自己資本比率告示第16条「マーケット・リスク相当額の不算入の特例」を適用しているため算出しておりません。
 - (3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(第2条第4項第1号ホ)

(単位:百万円)

	(+17.0)
項目	平成29年3月期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	7,637
基礎的手法	_
粗利益配分手法	7,637
先進的計測手法	_

- (注) オペレーショナル・リスクの算出には粗利益配分手法を採用しております。
 - (4) 単体総所要自己資本額 (第2条第4項第1号へ)

項 目	平成29年3月期
単体総所要自己資本額	171,168

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びデフォルトしたエクスポージャーの期末残高(第2条第4項第2号イ・ロ・ハ)

(単位:百万円)

			平成29:	年3月期		
手法別	信用リスク・エクスポージャー			デフォルトした		
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	エクスポージャー
標準的手法適用分	11,690	0	_	_	11,689	
内部格付手法適用分	6,048,301	4,165,818	943,094	17,136	922,251	45,306
手法別計	6,059,991	4,165,818	943,094	17,136	933,941	45,306

(単位:百万円)

地域別			亚成20	年3月期		
电域别 業種別	信田リスク・T	クスポージャー	119023	+3/ JAJ		デフォルトした
残存期間別		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	エクスポージャー
山口県	2.063.081	2.061.695	_	1,386	/	33,293
広島県	429,515	425,002	_	4,512		3,969
福岡県		_	_	_		_
その他の国内	2,391,170	1,496,518	888,249	6,401		2,559
国内計	4,883,767	3,983,216	888,249	12,301		39,822
国外計	242,282	182,601	54,844	4,835		5,484
地域別計	6,059,991	4,165,818	943,094	17,136	933,941	45,306
製造業	634,272	629,405	150	4,716	/	3,449
農・林業	4,846	4,846	_	_	1 /	588
漁業	1,146	1,146	_	_	1 /	20
鉱業	3,998	3,998	_	_	1 /	6
建設業	122,691	122,419	270	1	1 /	4,836
電気・ガス・熱供給・水道業	197,653	197,384	_	269	1 /	_
情報通信業	13,500	13,500	_	_	1 /	135
運輸業	560,768	291,936	268,093	738	1 /	6,222
卸・小売業	430,268	428,760	943	564	1 /	8,810
金融・保険業	807,524	501,901	294,787	10,835	1 /	370
不動産業	278,838	278,838	_	0	1 /	3,430
各種サービス業	375,381	372,016	3,355	10	1 /	14,851
国・地方公共団体	1,000,189	624,695	375,494	_] /	_
個人	681,198	681,198	_	_] /	2,574
その他	13,769	13,769	0	_	V	10
業種別計	6,059,991	4,165,818	943,094	17,136	933,941	45,306
1年以下	1,203,089	1,052,836	144,295	5,957	/	1 /
1年超3年以下	658,710	414,804	237,511	6,395		/
3年超5年以下	677,844	541,157	133,096	3,590		/
5年超7年以下	467,474	372,637	94,209	627] /	/
7年超10年以下	836,436	577,248	258,941	246] /	/
10年超	1,047,296	971,936	75,040	319] /	/
期間の定めのないもの	235,197	235,197	0	_	V] /
残存期間別計	6,059,991	4,165,818	943,094	17,136	933,941	1/

- (注) 1. 信用リスク・エクスポージャーには、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを含んでおりません。
 2. 「貸出金等」には、貸出金、支払承諾、コールローン、コミットメント等を計上しております。
 3. 「その他」には、現金、預け金、有形固定資産、有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入等を計上しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額(第2条第4項第2号二)

項目	平成29年3月期			
	期首残高	期中増減額	期末残高	
一般貸倒引当金	2,896	△438	2,458	
個別貸倒引当金	22,811	△1,405	21,405	
特定海外債権引当勘定	_			
合 計	25,707	△1,843	23,863	

項目		平成29年3月期			
坦 日	期首残高	期中増減額	期末残高		
山□県	17,560	△699	16,861		
広島県	3,364	△944	2,420		
福岡県	_	_	_		
その他の国内	1,648	291	1,940		
国内計	22,574	△1,352	21,221		
国外計	236	△52	184		
也域別計	22,811	△1,405	21,405		
製造業	2,467	△796	1,670		
農・林業	455	△46	408		
漁業	17	0	17		
鉱業	0	0	0		
建設業	2,394	△153	2,241		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_		
情報通信業	88	△2	86		
	435	△58	377		
卸・小売業	6,468	△553	5,914		
金融・保険業	264	△2	262		
不動産業	1,440	△256	1,184		
	8,111	634	8,746		
国・地方公共団体	_	_	_		
個人	665	△170	495		
その他	_	_	_		
業種別計	22,811	△1,405	21,405		

(3) 業種別の貸出金償却の額 (第2条第4項第2号ホ)

(単位:百万円)

業種	平成29年3月期
製造業	638
農・林業	_
漁業	_
鉱業	_
建設業	14
電気・ガス・熱供給・水道業	_
情報通信業	
運輸業	_
卸・小売業	92
金融・保険業	
不動産業	324
各種サービス業	52
国・地方公共団体	_
個人	130
その他	_
業種別計	1,253

- (注) 貸出金償却実績は、直接償却実施額を記載しております。
 - (4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーの信用リスク削減 手法勘案後のリスク・ウェイト区分別残高並びに1250%の リスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額(第2 条第4項第2号へ)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	平成29	年3月期
	格付あり	格付なし
0%	_	2,780
10%	_	_
20%	_	_
30%	_	_
35%	_	_
40%	_	_
50%	_	_
70%	_	_
75%		_
90%	_	_
100%	_	8,909
110%	_	_
120%	_	_
150%	_	_
200%	_	_
350%	_	_
1250%	_	_
合 計		11,690

(注) 1. 格付の有無は、リスク・ウェイトの判定における格付使用の有無を指します。 2. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定して使用しております。

- (5) スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高(第2条第4項第2号ト)
 - ①プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付 (単位:百万円)

スロッティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	平成29年3月期
優	2年半未満	50%	_
[262	2年半以上	70%	
	2年半未満	70%	2,424
良	2年半以上	90%	30,704
可	_	115%	_
弱い	_	250%	_
デフォルト	_	0%	_
合 計			33.128

②ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(単位:百万円)

7.0 (\$0)			
スロッティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	平成29年3月期
優	2年半未満	70%	_
躞	2年半以上	95%	_
良	2年半未満	95%	1,438
R	2年半以上	120%	_
可	_	140%	_
弱い	_	250%	
デフォルト	_	0%	_
合 計			1,438

③マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

種別	リスク・ウェイト	平成29年3月期
上場株式	300%	_
非上場株式	400%	12
		12

- (注) 1. 「スロッティング・クライテリア」とは、特定貸付債権の信用リスク・アセットの額を算出するために設定されている5段階(優・良・可・弱い・デフォルト)の基準です。
 - ルト)の基準です。 2. 「マーケット・ベース方式の簡易手法」とは、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェイトを乗じた額をもって信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

- (6) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項 (第2条第4項第2号チ)
 - ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの債務者格付ごとのPDの推計値、 LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目の EADの推計値

						(単位・日月日)	
資産区分			平成29年3月期				
唐教 老豆八	(±35±47)+	DD 0 # 1	LCDの#計は (加手亚わば)		EADの推計値		
債務者区分	債務者格付	PDの推計値(加重平均値)	LGDの推計値(加重平均値)	リスク・ウェイト(加重平均値)	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	
事業法人向けエクスポージ・	7—	2.18%	43.98%	59.63%	2,218,450	78,600	
	11~13	0.12%	45.41%	41.41%	1,005,175	47,554	
正常先	14~16	0.39%	43.14%	65.59%	920,527	28,284	
要注意先	21~23	3.94%	41.28%	119.38%	258,057	2,739	
要管理先以下	24~51	100.0%	44.14%	_	34,689	21	
ソブリン向けエクスポージ・	7—	0.00%	44.99%	1.73%	2,234,245	131,069	
正常先	11~13	0.00%	44.99%	1.36%	2,223,083	130,597	
止吊兀	14~16	0.68%	45.00%	72.15%	10,484	471	
要注意先	21~23	1.98%	45.00%	113.86%	677		
要管理先以下	24~51	_	_	_	_		
金融機関等向けエクスポージ	ジャー	0.17%	42.13%	27.20%	406,869	113,032	
正常先	11~13	0.07%	43.07%	21.82%	391,078	38,187	
止常尤	14~16	0.64%	37.66%	52.69%	15,790	74,844	
要注意先	21~23	_	_	_	_		
要管理先以下	24~51	_	_	_	_	_	

- (注) 1. 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映しております。 2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。 3. 事業法人向けエクスポージャーには、中堅中小企業向けエクスポージャーを含んでおりますが、特定貸付債権を含んでおりません。

 - ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

資産区分		平成29年3月期				
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGD(加重平均値)	リスク・ウェイト(加重平均値)	残 高	
PD/LGD方式を適用する株式	等エクスポージャー	0.14%	90.00%	133.04%	117,784	
正常先	11~13	0.10%	90.00%	125.21%	103,777	
正吊元	14~16	0.36%	90.00%	188.22%	13,787	
要注意先	21~23	2.04%	90.00%	357.88%	216	
要管理先以下	24~51	100.00%	90.00%	1192.50%	2	

- (注) 1. PD/LGD方式とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式です。
 2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。
 - ③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーのプ ール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当 該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値 (単位:百万円)

容在区分	資産区分 平成29年3月期						(+12 - 17))	
<u>東</u> 庄区刀	DD 0.1#=1./#	1 CD 0 ##=1 ##	FI 1 (1) 0 # = 1 # =			推計値	コミット	メント
プール区分	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	ELdefaultの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	未引出額	掛目の推計値 (加重平均値)
居住用不動産向けエクスポージャー	0.65%	18.64%	_	11.55%	434,347	_	_	_
非延滞	0.35%	18.64%	_	11.37%	432,327	_	_	_
延滞	18.59%	19.35%	_	113.66%	862	_	_	_
デフォルト	100.00%	20.19%	82.46%	_	1,156	_	_	_
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	2.31%	82.16%	_	38.90%	11,356	13,727	48,945	28.04%
非延滞	1.44%	82.12%	_	38.51%	11,099	13,716	48,913	28.04%
延滞	35.86%	86.11%	_	278.50%	70	2	9	20.84%
デフォルト	100.00%	86.31%	94.80%	_	187	8	22	37.47%
その他リテール向けエクスポージャー (事業性)	5.03%	27.02%	_	31.05%	20,368	905	788	100.00%
非延滞	2.03%	26.99%	_	31.90%	19,689	900	783	100.00%
延滞	38.70%	23.95%	_	67.42%	50	4	4	100.00%
デフォルト	100.00%	28.17%	76.29%	_	629	0	0	100.00%
その他リテール向けエクスポージャー (非事業性)	1.91%	72.88%	_	50.92%	19,844	261	260	100.00%
非延滞	0.63%	73.34%	_	50.67%	19,457	261	260	100.00%
延滞	19.31%	68.46%	_	157.08%	156	_	_	_
デフォルト	100.00%	36.70%	89.81%	_	229	0	0	100.00%
(A) 4 (FR.)							· ·	

- (注) 1. 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映しております。 2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。 3. コミットメントの掛目の推計値 (加重平均値) は、コミットメントのEADの推計値を未引出額で除算した逆算値を計上しております。

(7) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直近期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析(第2条第4項第2 号リ)

(単位:百万円)

資産区分	平成28年3月期	平成29年3月期	対 比
貝性区刀	a.損失の実績値	b.損失の実績値	(b-a)
事業法人向けエクスポージャー	24,055	22,737	△1,317
ソブリン向けエクスポージャー	_	_	_
金融機関等向けエクスポージャー	_	_	_
居住用不動産向けエクスポージャー	247	218	△28
適格リボルビング型リテール向 けエクスポージャー	8	5	△2
その他リテール向けエクスポージャー	617	558	△59
PD/LGD方式を適用する 株式等エクスポージャー	_	_	_
合 計	24,928	23,520	△1,408

(要因分析)

事業法人向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー及びその他 リテール向けエクスポージャーの損失の実績値は、個別貸倒引当金の減少を主因と して前年同期を下回りました。

して前年同期を下回りました。 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの損失の実績値は、要管理先 に対する一般貸倒引当金の減少を主因として前年同期を下回りました。

- (注) 1. 損失の実績値は、個別貸倒引当金、要管理先に対する一般貸倒引当金、直接 償却、部分直接償却及び債権売却損等であります。なお、個別貸倒引当金及 び要管理先に対する一般貸倒引当金は期末残高を、直接償却、部分直接償却 及び債権売却損等は期中に実施した合計額を計上しております。
 - 2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失の実績値には、デフォルトの定義に該当するものとなった先に関する損失の実績を計上しており、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却等は含んでおりません。
 - (8) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比(第2条第4項第2号ヌ)

(単位:百万円)

		平成28年度				
資産区分	a.損失額の推計値 (期初)	b.損失額の実績値 (期末)	対 比 (a-b)	損失額の推計値 (29/3時点)		
事業法人向けエクスポージャー	24,803	22,737	2,066	22,074		
ソブリン向けエクスポージャー	24	_	24	25		
金融機関等向けエクスポージャー	351	_	351	358		
居住用不動産向けエクスポージャー	1,232	218	1,014	1,271		
適格リボルビング型リテール 向けエクスポージャー	292	5	286	540		
その他リテール向けエクスポージャー	1,000	558	441	929		
PD/LGD方式を適用する 株式等エクスポージャー	179	_	179	165		
合 計	27,884	23,520	4,364	25,365		

- (注) 1. 損失額の推計値は、内部格付手法により信用リスク・アセットの額を算出した際の1年間の期待損失額です。
 - 2. 損失額の実績値は、上記 (7) の平成29年3月末時点の損失の実績値を記載 しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額(第2条第4項第3号イロ)

(単位:百万円)

	平成29年3月期				
項 目	適格金融 資産担保	適格資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	_		_	_	
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	51,894	250,774	672,752	_	
事業法人向けエクスポージャー	26,785	250,774	160,263	_	
ソブリン向けエクスポージャー	7	_	486,553	_	
金融機関等向けエクスポージャー	25,101		200	_	
居住用不動産向けエクスポージャー	_	-	425	_	
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー			3,899	_	
その他リテール向けエクスポージャー	_	_	21,411	_	
合 計	51,894	250,774	672,752	_	

- (注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しております。なお、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額を記載しております。
 - 2. 「適格金融資産担保」とは、自行預金、国債、上場株式等に設定した担保です。
 - 3.「適格資産担保」とは、不動産、船舶等に設定した担保です。
 - 4. 貸出金と自行預金の相殺は含んでおりません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する 事項

- (1) 与信相当額の算出に用いる方式(第2条第4項第4号イ) カレント・エクスポージャー方式により算出しております。
- (2) 与信相当額等(第2条第4項第4号ロハニへ)

(単位:百万円)

項目	平成29年3月期
グロス再構築コストの額	7,796
ネッティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果を勘 案する前の与信相当額	21,384
派生商品取引	21,384
外国為替関連取引及び金関連取引	20,370
金利関連取引	1,013
株式関連取引	_
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_
その他のコモディティ関連取引	_
クレジット・デリバティブ	_
長期決済期間取引	_
ネッティング効果勘案額 (△)	4,247
ネッティング効果勘案後で担保による信用リスク削減手法の効果 を勘案前の与信相当額	17,136
担保による与信相当額の減少額 (△)	
ネッティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果を勘 案後の与信相当額	17,136

- (注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記の記載から除いております。ただし、CSA契約の対象となる取引については、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引も与信相当額に含めております。
 - 清算機関との間で成立している派生商品取引で、日々の値洗いにより担保で保全されているものについては、上記の記載から除いております。
 グロス再構築コストの額は零を下回らないものを合計して記載しております。
 - グロス再構築コストの額は零を下回らないものを合計して記載しております。
 内部格付手法においては、担保による信用リスク削減効果をLGDで勘案するため、担保勘案前と担保勘案後の与信相当額は同額となります。
 - (3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類別の金額 (第2条第4 項第4号ボ)

担保の種類	平成29年3月期
適格金融資産担保	37
適格資産担保	557
	595

- (注) 1. [担保の種類別の金額] は、ボラティリティ調整前の金額を記載しておりま
 - 2. 「適格金融資産担保」とは、自行預金、国債、上場株式等に設定した担保です。
 - 3.「適格資産担保」とは、不動産、船舶等に設定した担保です。
 - (4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本 (第2条第4項第4号ト) クレジット・デリバティブについては、該当がありません。
 - (5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本(第2条第4項第4号チ) クレジット・デリバティブについては、該当がありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセ ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 (第2条第4項第5号イ)

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーにつ いては、該当がありません。

- (2) 銀行が投資家である場合における証券化エクスポージャーに 関する事項(第2条第4項第5号口)
 - ①保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージ ャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(第2条第4項第5号 \square (1))

【オン・バランス取引】

(単位:百万円)

主な原資産の種類	平成29	年3月期
土な原具性の性規	残 高	うち再証券化
住宅ローン債権	656	
自動車ローン債権	_	_
小□消費者ローン債権	_	_
クレジットカード与信	_	_
リース債権	_	_
事業資産	_	_
不動産	_	_
不動産を除く有形資産	_	_
事業者向け貸出	_	_
売上債権	185	_
その他の資産	_	_
合 計	842	_

【オフ・バランス取引】

(単位:百万円)

主な原資産の種類	平成29	年3月期
土は原貝性の性類	残 高	うち再証券化
住宅ローン債権	_	_
自動車ローン債権	_	_
小口消費者ローン債権	_	_
クレジットカード与信	_	_
リース債権	_	_
事業資産	_	_
不動産	_	_
不動産を除く有形資産	_	_
事業者向け貸出	_	_
売上債権	_	_
その他の資産	_	_
승 計	_	_

②保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージ ャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の 額 (第2条第4項第5号口 (2))

【オン・バランス取引】

(単位: 百万円)

	平成29年3月期					
リスク・ウェイト	残高	所要	うち再証券化			
	7文 同	自己資本	残 高	所要自己資本		
20%以下	656	3	_	_		
20%超50%以下	_	_	_	_		
50%超100%以下	_	_	_	_		
100%超250%以下	_	_	_	_		
250%超650%以下	_			_		
650%超1250%未満	_	_	_	_		
1250%	185	196	_	_		
合 計	842	200	_	_		

【オフ・バランス取引】

(単位: 百万円)

	平成29年3月期				
リスク・ウェイト	残高	所要 自己資本	うち再証券化		
	沈 回		残 高	所要自己資本	
20%以下	_	_	_	_	
20%超50%以下	_	_	_	_	
50%超100%以下	_	_	_	_	
100%超250%以下	_	_	_	_	
250%超650%以下	_	_	_	_	
650%超1250%未満	_	_	_	_	
1250%	_	_	_	_	
合 計	_	_	_	_	

③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリス ク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び 主な原資産の種類別の内訳 (第2条第4項第5号ロ (3))

(単位:百万円)

主な原資産の種類	平成29年3月期
住宅ローン債権	_
自動車ローン債権	_
小口消費者ローン債権	_
クレジットカード与信	_
リース債権	_
事業資産	_
不動産	_
不動産を除く有形資産	_
事業者向け貸出	_
売上債権	185
その他の資産	_
合 計	185

④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減 手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用され るリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(第2条第4項第5号ロ (4))

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削 減手法の適用については、該当がありません。

(3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リス ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する 事項(第2条第4項第5号ハ)

マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクス ポージャーについては、該当がありません。

(4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額 の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項(第 2条第4項第5号二)

マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクス ポージャーについては、該当がありません。

6. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価 (第2条第4項第7号イ)

(単位:百万円)

	,	+IX · L / J / J/			
	平成29	平成29年3月期			
種 類	貸借対照表 計上額	時 価			
上場している株式等エクスポージャー	102,960				
上記に該当しない株式等エクスポージャー	14,836				
合 計	117,797	117,797			

上記のうち子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種類	平成29年3月期
子会社・子法人等	_
関連法人等	_

- (注) 1. 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている 株式等エクスポージャーについては、上表には記載しておりません。 2. 上記に該当しない株式等エクスポージャーには、永久劣後貸出やゴルフ会員
 - 権等を含めて記載しております。
 - (2) 株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額(第 2条第4項第7号口)

(単位:百万円)

種 類	平成29年3月期
売却損益の額	3,017
償却の額	123

- (注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) に含まれている株 式等エクスポージャーに係る売却及び償却に伴う損益の額については、上表に は記載しておりません。
 - (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評 価損益の額 (第2条第4項第7号ハ)

(単位:百万円)

種類	平成29年3月期			
性 規	取得原価	時 価	評価損益	
その他有価証券	43,477	105,715	62,237	

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) に含まれている株 式等エクスポージャーに係る評価損益の額については、上表には記載しており ません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (第2条第4項第7号二)

該当ありません。

(5) 株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額(第2条第4項第7号ホ)

(単位:百万円)

区 分	平成29年3月期	
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	12	
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	_	
PD/LGD方式	117,784	
	117,797	

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている株式等エクスポージャーについては、上表には記載しておりません。

7. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (第2条第4項第8号)

(単位:百万円)

算出方法	平成29年3月期
ルックスルー方式	86,621
修正単純過半数方式	37,395
マンデート方式	_
	_
簡便方式(リスク・ウェイト400%)	945
簡便方式 (リスク・ウェイト1250%)	1,004
合計額	125,967

- (注) 1. ルックスルー方式とは、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットの 額を算出し、足しあげる方式です。
 - 額を算出し、足しあげる方式です。

 2. 修正単純過半数方式とは、ファンドがすべて株式等エクスポージャーで構成されているとみなし、300%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - です。
 3. マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の構成資産 を保守的に仮定し、個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足し あげる方式です。
 - あげる方式です。
 4. 内部モデル方式とは、一定の要件を満たしたファンドの時価の変動率から内部モデルを使用して、所要自己資本を買出する方式です。
 - 4. 内部モデル方式とは、一定の要件で満たしたファントの時間の変更率から内部モデルを使用して、所要自己資本を算出する方式です。
 5. 簡便方式(リスク・ウェイト400%)とは、ファンド内に低格付又は無格付の証券化エクスポージャーやデフォルト債権等の高リスク商品が含まれないことが確認できる場合に、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 6. 簡便方式(リスク・ウェイト1250%)とは、上記のいずれにも該当しない 場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

8. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額(第2条第4項第9号)

(山口銀行単体)

項 目	平成29年3月期
金利リスクのVaR	12,102百万円
うち円金利	8,811百万円
うち他通貨金利	6,381百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

- ・要求払預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)
- ・トレーディング部門の金利リスクについては、信頼区間99.9 %、保有期間10日間のVaRを測定しております。
- ・米ドル及びユーロ以外の他通貨については、影響が軽微なことから200BPVにより測定しております。
- ・なお、平成28年度の金利リスク合計については、円金利と他 通貨金利の相関係数を平成27年度の0.50から0.25に変更して 測定しています。

自己資本の充実の状況(単体・単体レバレッジ比率に関する開示事項)

1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

(畄位	西古田	0/.)

国際 (表2 該当) の	国際様式 (表1) の 該当番号	項目	平成30年 3月期	平成29年 3月期		
オン・バランス資産の額(1)							
1			調整項目控除前のオン・バランス資産の額	5,830,187	5,788,776		
	1a	1	貸借対照表における総資産の額	5,876,871	5,826,693		
	1b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)	46,684	37,916		
2	2	7	Tier1資本に係る調整項目の額 (△)	22,154	15,715		
3	3		オン・バランス資産の額 (イ)	5,808,033	5,773,061		
デリ	バティ	ブ取引等に関	する額 (2)				
	1		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	11,867	5,390		
5	5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	17,917	11,986		
			デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	6,621	1,491		
6			貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠 金の対価の額	_	_		
7	7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	_	_		
8	3		清算会員である銀行が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)				
9)		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本 の額	_	_		
1	0		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本 の額から控除した額(△)	_	_		
1	1	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	36,407	18,868		
レポ	取引等	に関する額((3)				
1.	2		レポ取引等に関する資産の額	_	_		
1.	3		レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	_	_		
1.	4		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	1,314	884		
1.	5		代理取引のエクスポージャーの額				
1	6	5	レポ取引等に関する額 (ハ)	1,314	884		
オフ	オフ・バランス取引に関する額 (4)						
1	7		オフ・バランス取引の想定元本の額	371,545	332,005		
1	8		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	271,923	254,544		
1	9	6	オフ・バランス取引に関する額 (二)	99,622	77,461		
単体	レバレ	ッジ比率(5)					
2	0		資本の額 (ホ)	387,136	373,912		
2	1	8	総エクスポージャーの額 $((イ) + (ロ) + (ハ) + (二))$ (へ)	5,945,376	5,870,276		
2	2		単体レバレッジ比率 ((ホ) / (へ))	6.51	6.36		

⁽注) 山口銀行は平成27年6月末より連結子法人等を有しない国際統一基準行として単体レバレッジ比率を開示しております。

2. 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 該当がありません。